

# 北本市 子どもの権利に関する行動計画

令和6年度～令和11年度



「北本市子どもの権利に関する行動計画」は、北本市子どもの権利に関する条例に基づき、すべての子どもが幸せな生活を送れるよう、子どもや子育て家庭をみんなで支えていくための施策をまとめた、今後6年間の計画です。

令和6年3月

北本市



全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して



北本市は、平成23年に、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりに取り組み、子どもの人権を尊重し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会をつくる「めぎせ日本一、子育て応援都市」を宣言し、これまで、子ども・子育て支援に関するさまざまな取組を推進してまいりました。

この間、国では、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現に向けた法整備を進めている状況にあります。

このような状況の中、令和3年、北本市議会において、子どもの権利に関する条例について検討を重ね、令和4年3月に条例案が上程され、可決、成立し、同年10月、「北本市子どもの権利に関する条例」を施行いたしました。

この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守る仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としています。

この度、この条例で定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする北本市子どもの権利に関する行動計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、市民意識調査などを実施し、市民の皆様から子どもの権利に関する多くの貴重な御意見をいただきました。また、北本市子どもの権利委員会の開催や、パブリック・コメント手続の実施等の市民参画手続を経て、本計画をまとめたところです。

全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現には、市をはじめ、保護者、子ども関係施設、市民の皆様がそれぞれの役割を認識し、互いに協働、連携していく必要があります。今後は、本計画に基づき取組を進めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見を賜りました北本市子どもの権利委員会委員の皆様、北本市子どもの権利に関する市民意識調査などに御協力くださいました皆様、貴重な御提言をくださいました関係者の皆様から感謝申し上げます。

令和6年3月

北本市長 三 宮 幸 雄



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけと計画期間.....	2
第3節 計画の対象・用語の定義.....	3
第4節 計画策定の体制 .....	4
<b>第2章 本市の子どもを取り巻く状況</b> .....	<b>5</b>
第1節 統計データでみる子どもの状況.....	5
第2節 アンケート・ヒアリング調査結果にみる子どもの状況.....	12
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>23</b>
第1節 計画の基本理念 .....	23
第2節 子どもの権利の内容.....	25
第3節 基本目標.....	26
第4節 施策の体系.....	27
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>28</b>
基本目標1 子どもの権利に関する普及啓発 .....	28
基本目標2 子ども自身の意見表明・社会参加の機会の確保 .....	31
基本目標3 虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組.....	33
基本目標4 特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援.....	36
基本目標5 成長と発達に資する支援.....	41
基本目標6 子どもの権利を守る仕組みづくり.....	47
基本目標7 子どもの権利に関する相談・救済.....	53
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>56</b>
1 各主体の役割.....	56
2 計画の推進体制.....	57
3 計画の進行管理.....	57
<b>資料編</b> .....	<b>58</b>
1 北本市子どもの権利に関する条例.....	58
2 北本市子どもの権利に関する条例施行規則.....	66
3 北本市子どもの権利委員会委員名簿.....	68
4 北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議設置規程 .....	69
5 諮問.....	71
6 答申.....	72
7 策定経過.....	74
8 用語集.....	75



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展や国際化、ICTの普及をはじめとする社会経済状況の変化に伴い、子どもとその家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

同時に子どもとその家庭が抱える問題も複雑化・多様化し、それらの問題・課題に対して幅広く専門機関等が連携し、支えていくことが求められています。国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行されています。この法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

北本市においても、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もってすべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的に、令和4年3月に「北本市子どもの権利に関する条例」が成立し、同年10月1日から施行されています。

子どもは、世の中との関わりの中で世の中を発見し、世の中を好きになり、自分なりの心の世界を育んでいきます。北本市で育つ子どもが喜びをもって周囲と出会うことができ、自分を大事にすること、周囲を大事にすることを、体験を通して学びながら自分の言葉を育て、表現することを知り、積極的に社会と関わって社会の一員としての実感をもてること、そして、北本市のすべての市民が、子どもの権利に目覚め、子どもに対する温かい関心を寄せるとともに、すべての市民が温かいまなざしに包まれて地域で生きる実感をもてるよう、下支えするものとなることを願い、本計画を策定します。

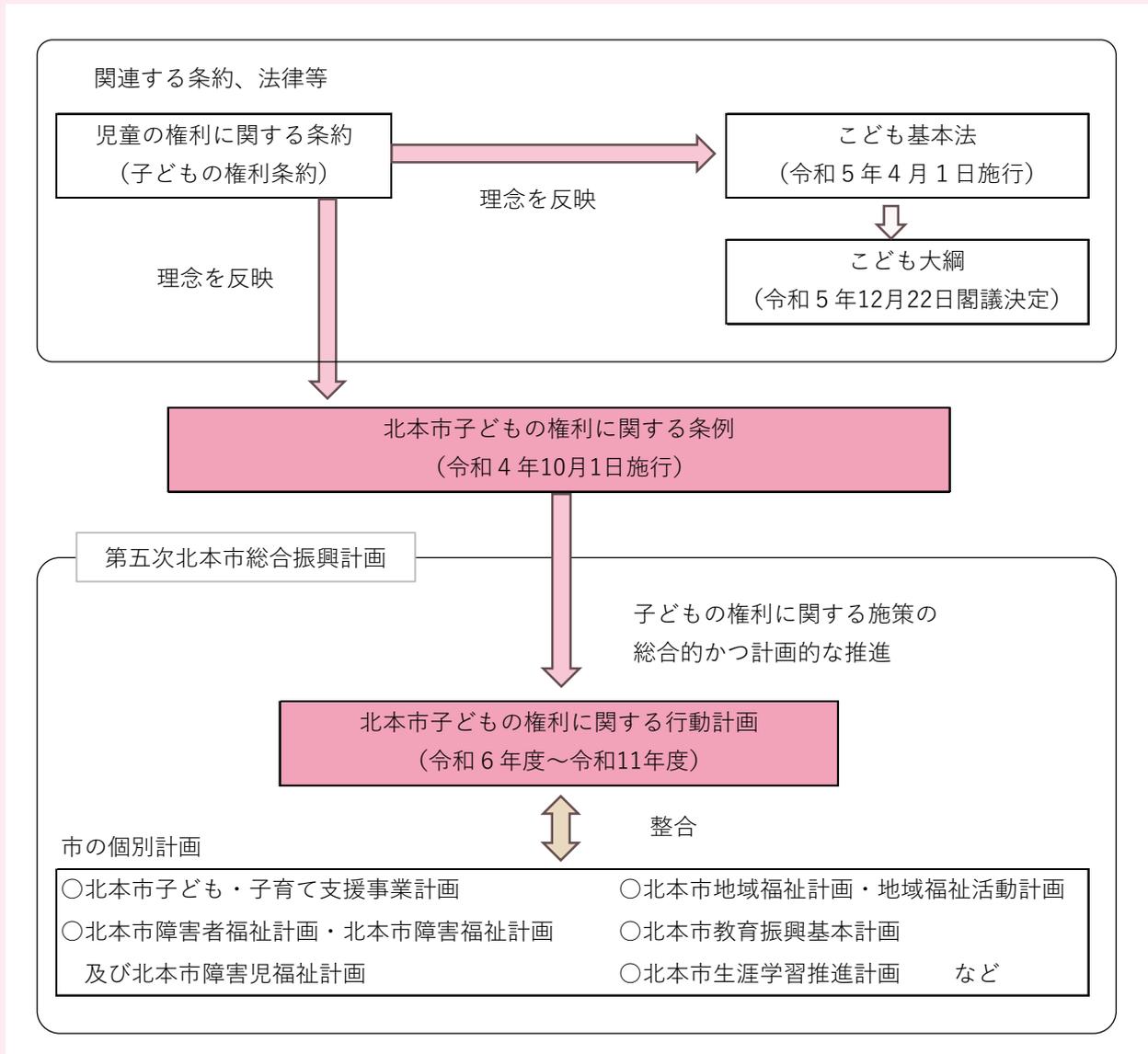
### ■「北本市子どもの権利に関する条例」施行までの経緯

時期	内容
令和3年6月	北本市議会において「子どもの権利に関する特別委員会」が設置され、同特別委員会による議論、検討が進められる。
令和4年3月	令和4年第1回北本市議会定例会において条例案が提案され、議会における全会一致により可決、成立。
令和4年3月31日	「北本市子どもの権利に関する条例」公布。
令和4年10月1日	「北本市子どもの権利に関する条例」施行。

## 第2節 計画の位置づけと計画期間

本計画は、北本市子どもの権利に関する条例（令和4年条例第8号）第35条第1項の規定に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。



### 第3節 計画の対象・用語の定義

本計画で対象とする「子ども」とは 18 歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者を指します。また、条例によって、下記のとおり用語を定義しています。

子ども	18 歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者をいう。
保護者	親又は親に代わり子どもを養育する者をいう。
子ども関係施設	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
市民	市内に住み、市内で働き、又は市内で学ぶ者（子どもを除く。）をいう。
事業者	市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
虐待	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待をいう。
体罰等	しつけ、懲戒、指導その他名目のいかんを問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。
いじめ	他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、子どもが身体的又は精神的な苦痛を感じているものをいう。

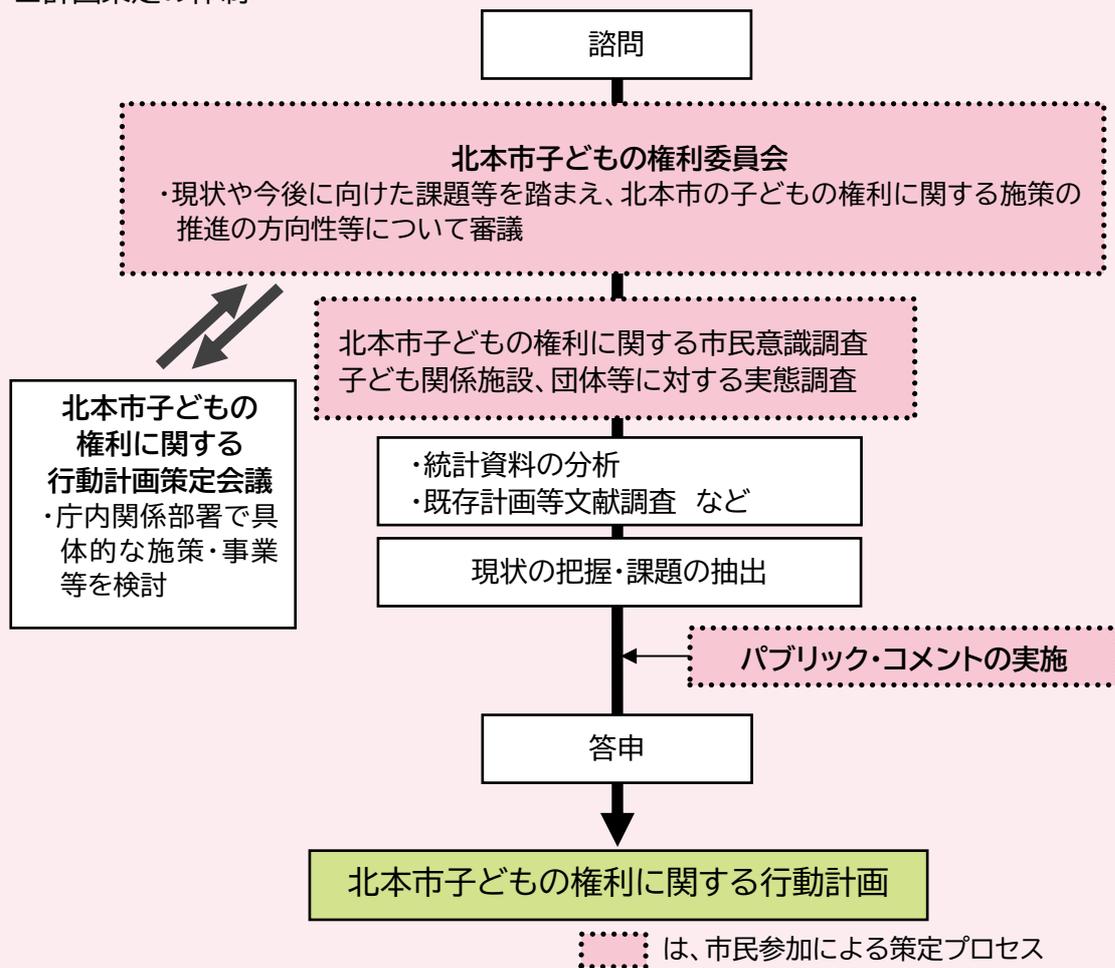
北本市子どもの権利に関する条例 第2条より

## 第4節 計画策定の体制

本計画は、人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者並びに子ども及び市民を含む「北本市子どもの権利委員会」が中心となり、検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、子どもを含む市民意識調査及び子ども関係施設、団体に対する実態調査を実施するとともに、パブリック・コメントを実施し、市民の意見の把握に努めています。

### ■計画策定の体制



## 第2章 本市の子どもを取り巻く状況

### 第1節 統計データでみる子どもの状況

#### 1 社会情勢

##### (1) 子ども人口の状況

平成30年から令和5年にかけての子ども人口をみると、9,148人から8,058人へと1,090人減少しており、平成30年以降一貫して減少傾向となっています。

##### ■子ども人口の推移

(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳	377	345	349	358	333	326
1歳	418	405	345	377	390	364
2歳	398	424	405	354	385	418
3歳	428	411	425	408	382	398
4歳	408	432	404	429	409	388
5歳	484	406	431	413	436	414
6歳	447	486	409	431	420	436
7歳	440	448	480	413	427	429
8歳	501	447	448	481	411	430
9歳	533	499	446	449	479	413
10歳	509	534	505	444	451	481
11歳	559	509	532	508	441	451
12歳	558	560	503	535	505	441
13歳	552	556	557	504	539	506
14歳	610	553	556	558	508	539
15歳	649	608	554	553	558	515
16歳	646	644	607	551	550	556
17歳	631	641	641	607	554	553
就学前(0～5歳)	2,513	2,423	2,359	2,339	2,335	2,308
小学生(6～11歳)	2,989	2,923	2,820	2,726	2,629	2,640
中学生(12～14歳)	1,720	1,669	1,616	1,597	1,552	1,486
高校生(15～17歳)	1,926	1,893	1,802	1,711	1,662	1,624
子ども合計	9,148	8,908	8,597	8,373	8,178	8,058
総人口	67,084	66,668	66,171	66,022	65,817	65,751

資料：住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

## (2) 出生の状況

平成30年から令和4年にかけての出生数をみると、平成31年まで増加傾向、令和2年以降は減少傾向となっています。

### ■出生数の推移



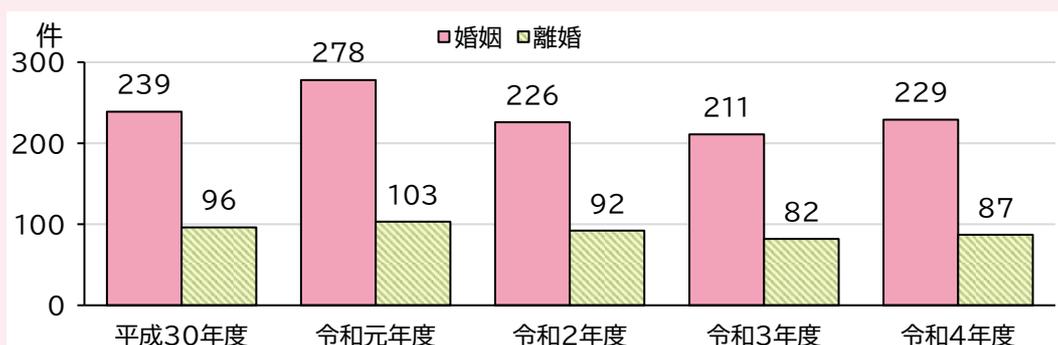
資料:市民課(各年1月1日現在)

## (3) 婚姻・離婚の状況

平成30年度から令和4年度にかけての婚姻件数をみると、令和元年度以降減少傾向となっていますが、令和4年度に増加しています。

同期間の離婚件数をみると、同じく令和元年度以降減少傾向となっていますが、令和4年度に増加しています。

### ■婚姻・離婚件数の推移



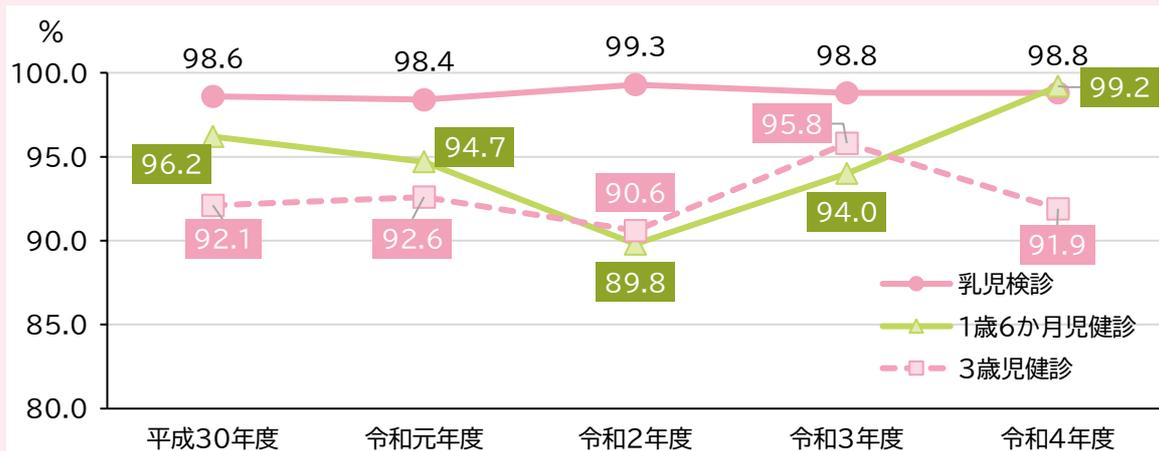
資料:市民課(各年度末現在)

## 2 子育て環境の状況

### (1) 乳幼児健診の受診状況

平成 30 年度から令和 4 年度にかけての乳幼児健診受診率をみると、令和 2 年度に 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診の受診率が低下していますが、その後令和 3 年度以降、1 歳 6 か月児健診は上昇に転じています。

#### ■乳幼児健診受診率の推移



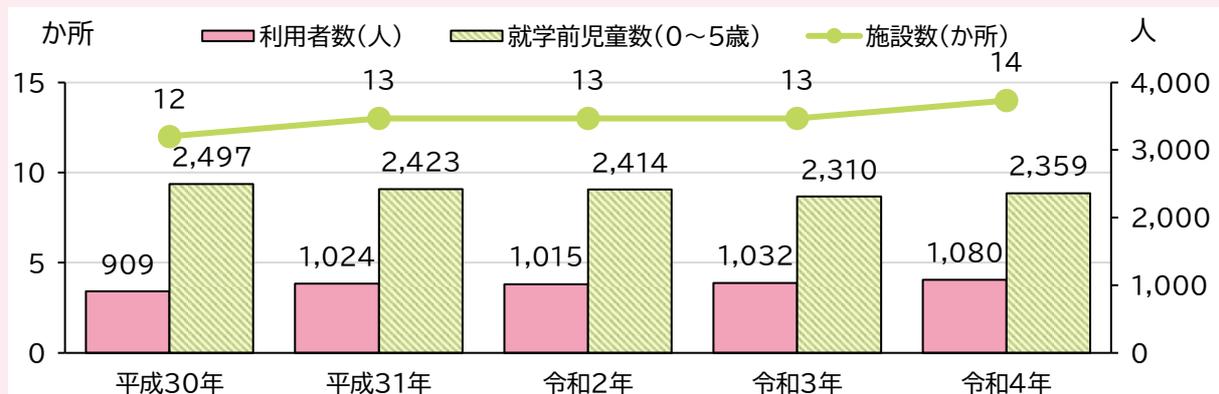
資料:健康づくり課(各年度末現在)

### (2) 保育施設の状況 ※保育所・認定こども園

平成 30 年から令和 4 年にかけての保育所・認定こども園数をみると、平成 30 年以降増加傾向となっています。

同期間の利用者数をみると、増減はありますが、増加傾向となっています。

#### ■保育所数・利用者数の推移



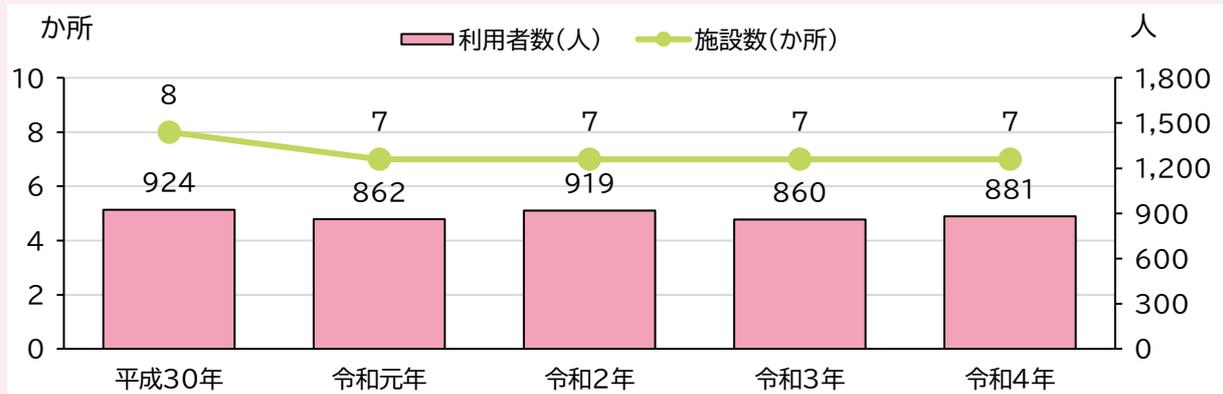
資料:保育課(各年4月1日現在)

### (3) 幼稚園の状況

平成30年から令和4年にかけての幼稚園数をみると、令和元年以降7か所で推移しています。

同期間の利用者数をみると、増減はありますが、横ばいとなっています。

#### ■幼稚園数・幼稚園児童数の推移



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

### 3 配慮が必要な子どもの状況

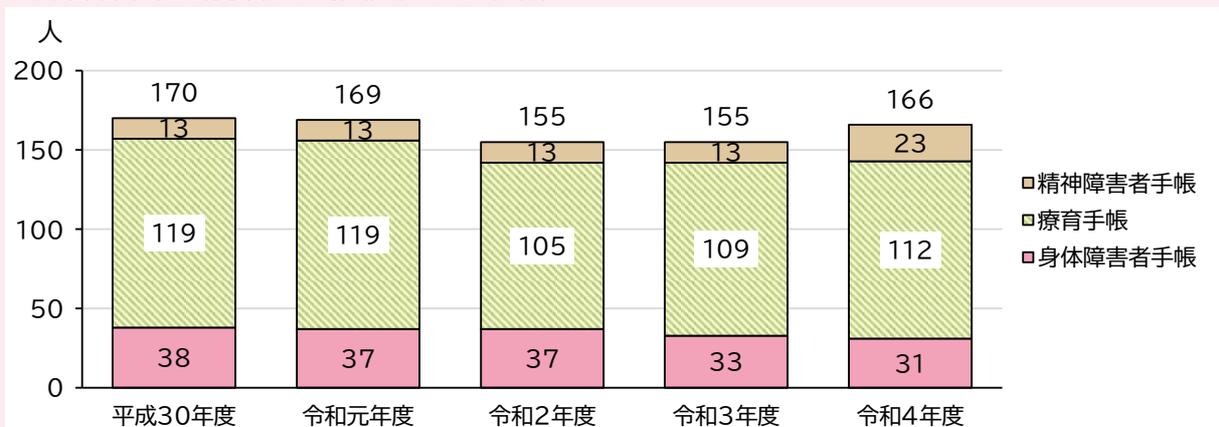
#### (1) 障がいのある子どもの状況

平成30年度から令和4年度にかけての18歳未満の障害者手帳所持者数をみると、全体では増減はありますが横ばいとなっています。

手帳種別でみると、精神障害者手帳で増加傾向となっています。

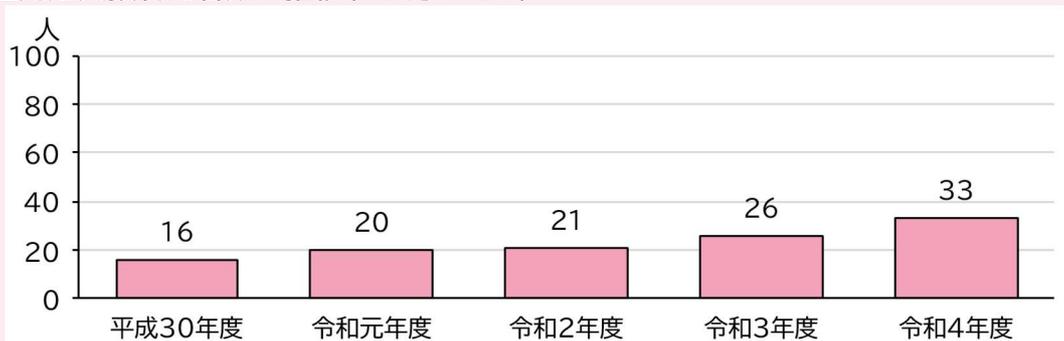
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等支援事業利用者数の推移をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスで増加傾向にあります。

#### ■障害者手帳所持者数の推移(18歳未満)



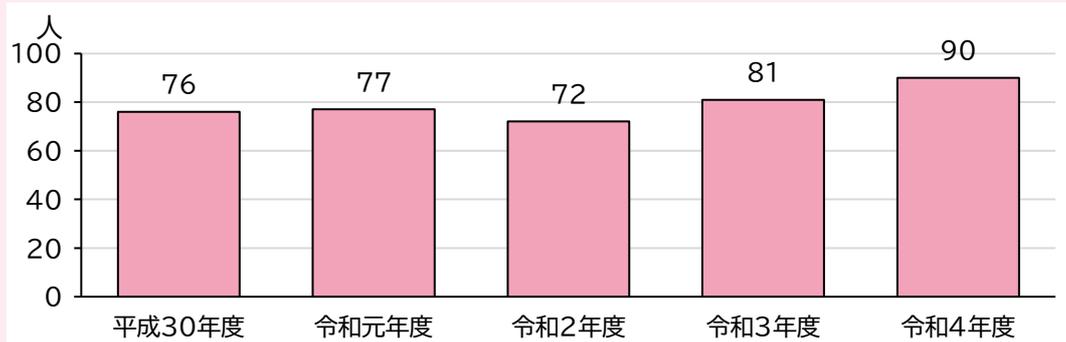
資料:障がい福祉課(各年度未現在)

#### ■児童発達支援利用者数の推移(1か月あたり)



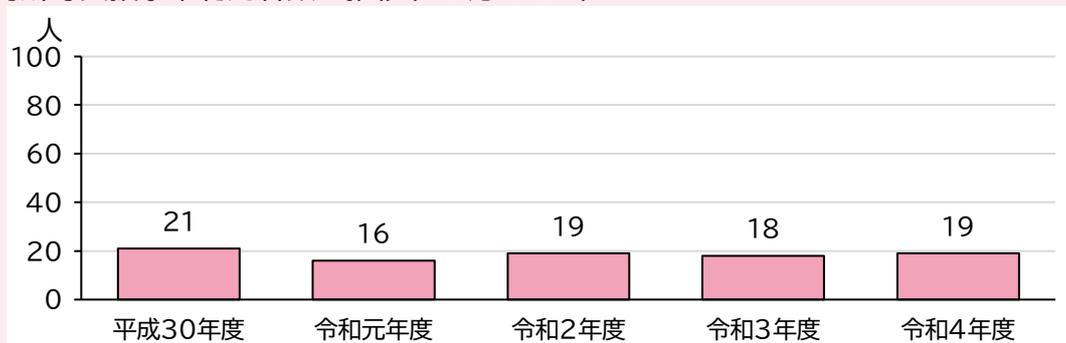
資料:障がい福祉課

■放課後等デイサービス利用者数の推移(1か月あたり)



資料:障がい福祉課

■保育所等支援事業利用者数の推移(1か月あたり)

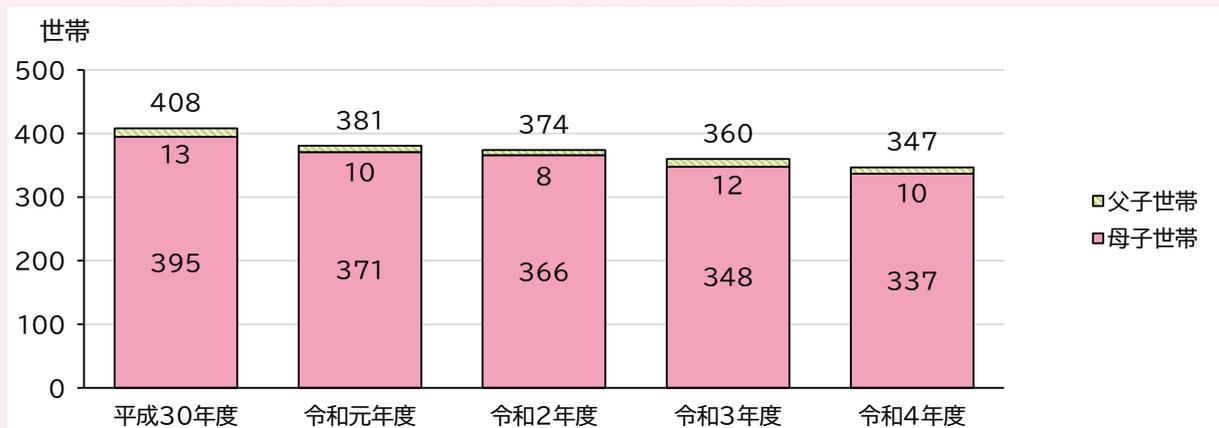


資料:障がい福祉課

(2) ひとり親家庭の状況

平成 30 年度から令和 4 年度にかけてのひとり親家庭数をみると、母子世帯では減少傾向、父子世帯では増減はありますが横ばいで、全体では減少傾向となっています。

■ひとり親家庭数の推移(ひとり親家庭等医療費受給世帯数)

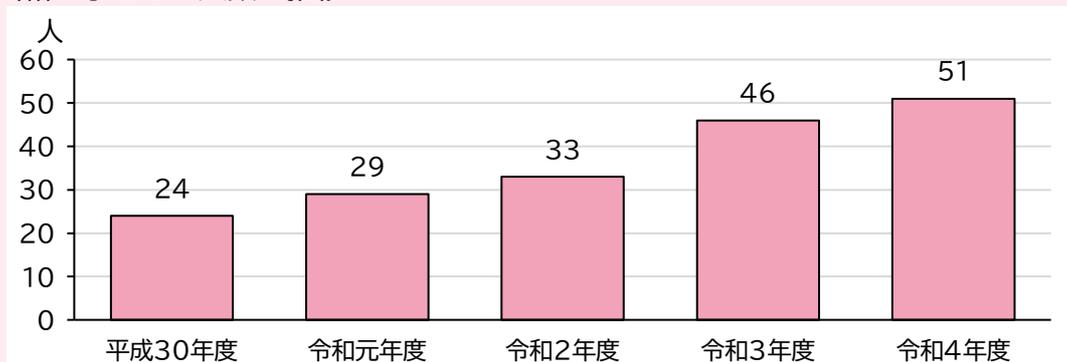


資料:子育て支援課(各年度末現在)

### (3) 外国籍の子どもの状況

平成 30 年度から令和 4 年度の外国籍の子どもの人数をみると、増加傾向となっています。

#### ■外国籍の子どもの人数の推移

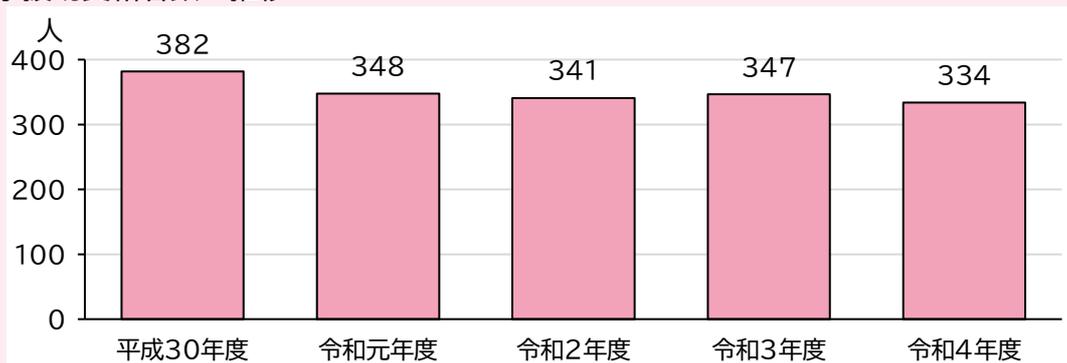


資料:市民課(各年度末現在)

### (4) 就学援助の状況

平成 30 年度から令和 4 年度の就学援助受給者数をみると、令和元年度以降ほぼ横ばいとなっています。

#### ■就学援助受給者数の推移

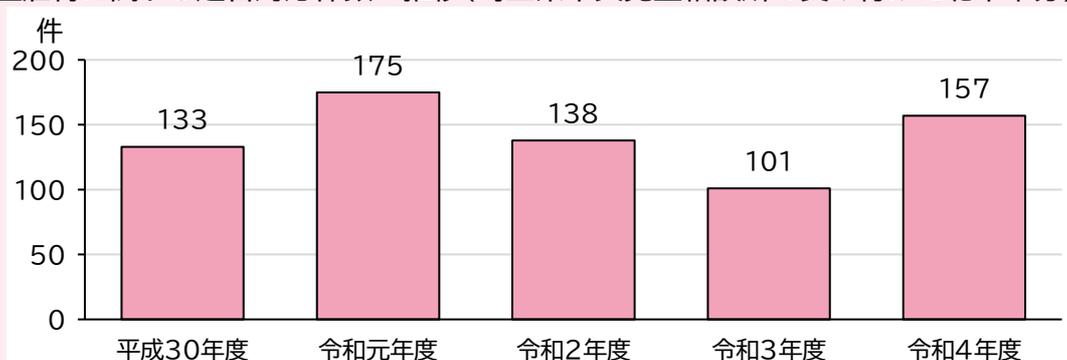


資料:学校教育課(各年度末現在)

### (5) 児童虐待に関する通告の状況

平成 30 年度から令和 4 年度の虐待に関する相談件数をみると、令和元年度から令和 3 年度にかけて減少傾向となりましたが、令和 4 年度には増加となっています。

#### ■児童虐待に関する通告対応件数の推移(埼玉県中央児童相談所で受け付けた北本市分)



資料:埼玉県中央児童相談所(各年度末現在)

## 第2節 アンケート・ヒアリング調査結果にみる子どもの状況

### 調査概要【1 市民意識調査】

本計画の策定にあたり、子どもの権利に関する状況や課題等を把握する基礎資料とすることを目的に、令和4年12月1日～令和4年12月19日にかけて、「北本市子どもの権利に関する市民意識調査」を実施しました。

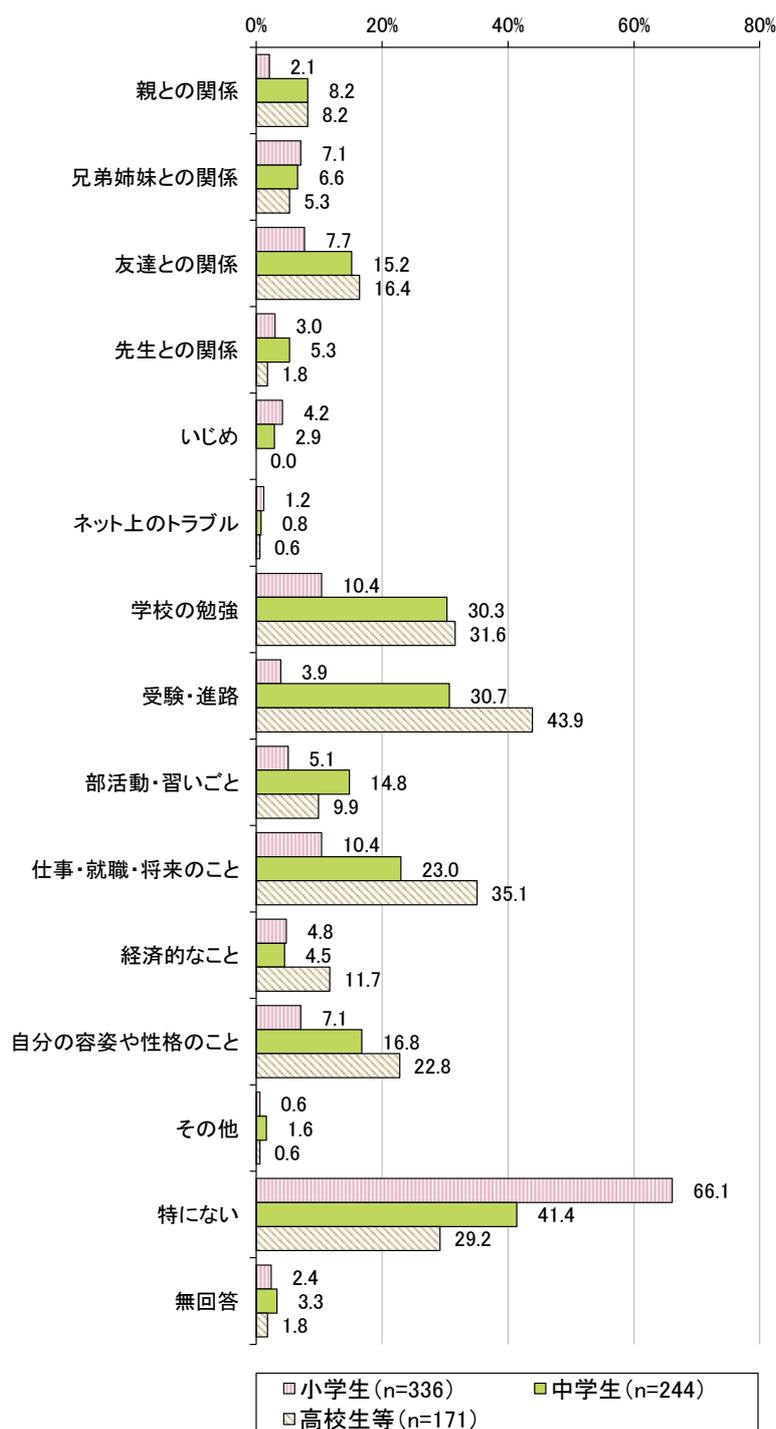
調査	対象	実施方法	配付数	有効回収数	有効回収率
①小学生	市立小学校に通う4～6年生	学校を通じて配付、郵送回収またはWEBでの回答	653件	336件	51.5%
②中学生	市立中学校に通う1～2年生		515件	244件	47.4%
③高校生相当年齢	15～18歳の高校生相当年齢の市民	郵送配付、郵送回収またはWEBでの回答	500件	171件	34.2%
④大人	19歳以上の市民	学校を通じて配付(②③の保護者向け)及び郵送配付、郵送回収またはWEBでの回答	1,515件	743件	49.0%

## 調査結果【1 市民意識調査】

### ■ 普段の生活の中での困りごとや悩みごと

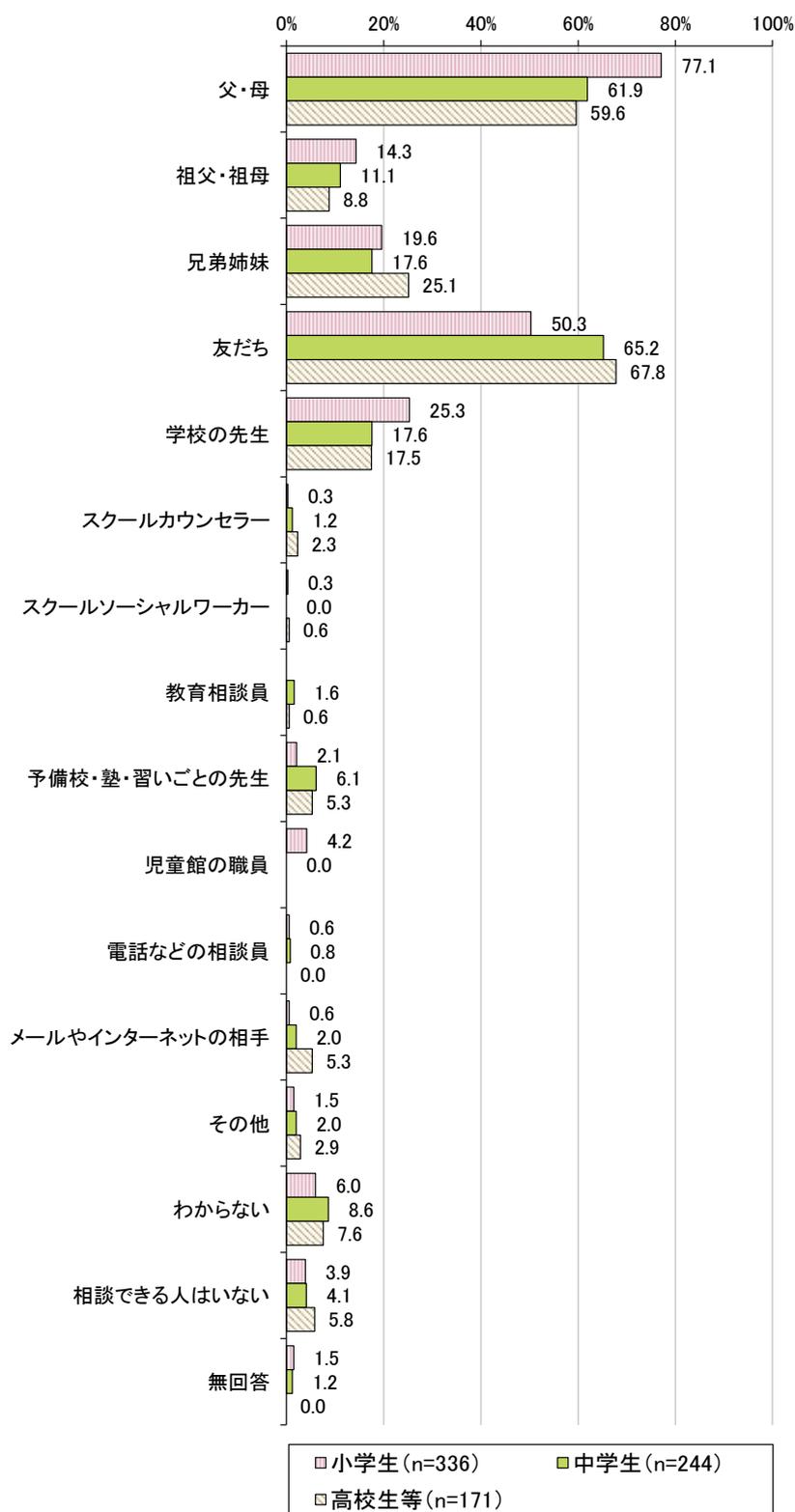
普段の生活の中での困りごとや悩みごとについては、小学生・中学生では「特にない」、高校生等では「受験・進路」がそれぞれ最も多くなっています。

また、年齢が高くなるほど、「学校の勉強」、「受験・進路」、「仕事・就職・将来のこと」、「自分の容姿や性格のこと」への回答が高くなる傾向となっています。



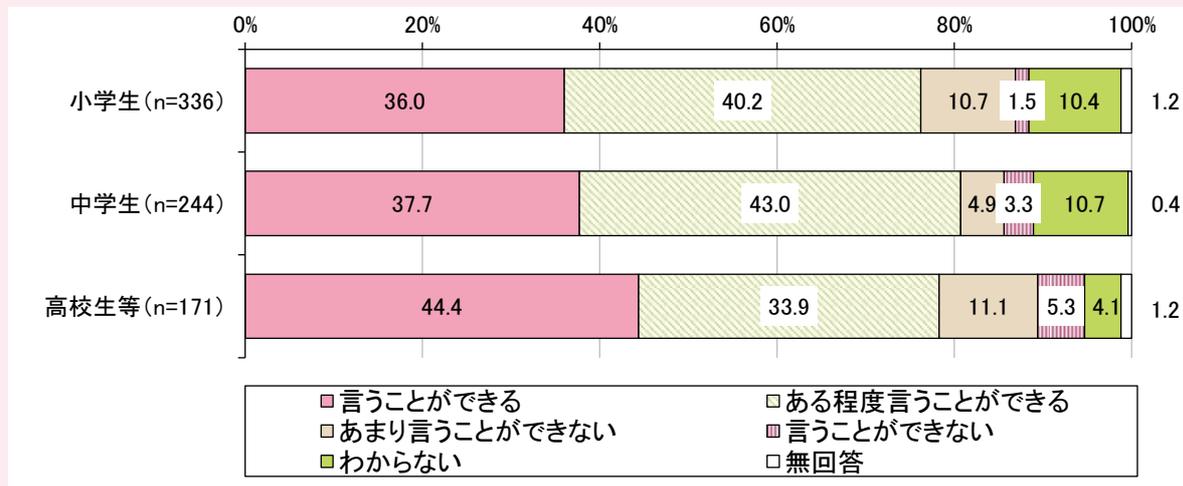
## ■悩みごとの相談相手

悩みごとの相談相手については、小学生で「父・母」、中学生と高校生等で「友だち」がそれぞれ最も多くなっています。また、年齢が上がるにつれて「父・母」の割合が低く、「友だち」の割合が高くなる傾向にあります。



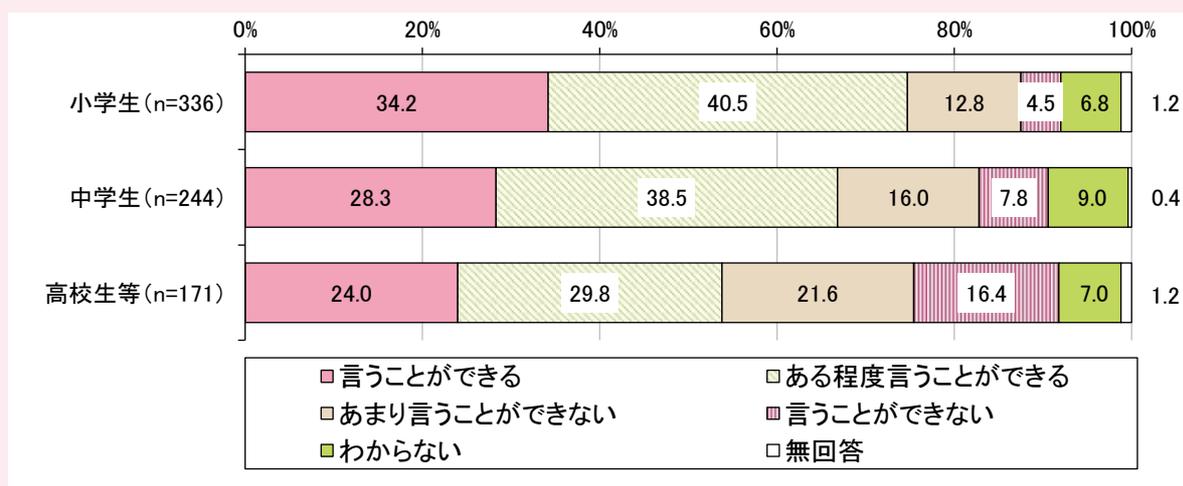
■家庭における大事な物事やルールについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができるか

家庭における大事な物事やルールについて、自分の考えや思いを言うことができるかを比較すると、“言うことができる”が小学生で76.2%、中学生で80.7%、高校生等で78.3%と、大きな差は見られません。



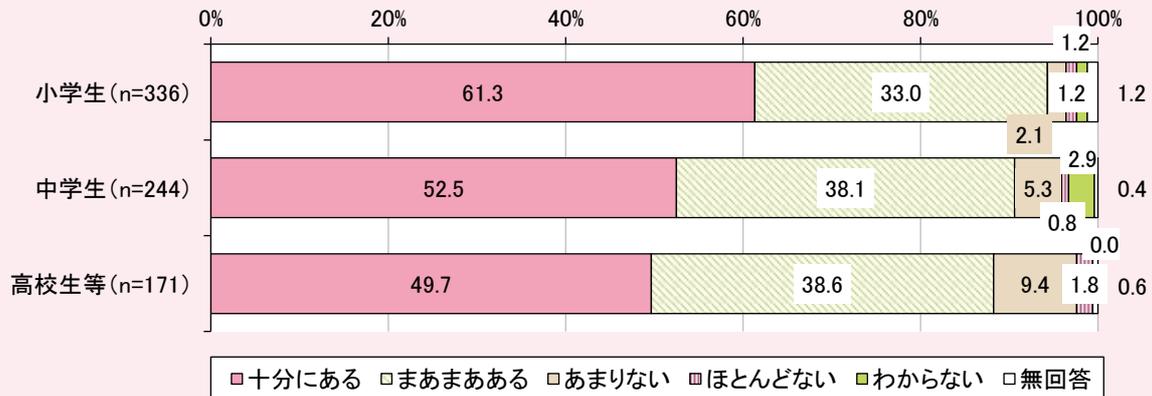
■学校の決まりごとについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができるか

学校の決まりごとについて、自分の考えや思いを言うことができるかを比較すると、“言うことができる”が小学生で74.7%、中学生で66.8%、高校生等で53.8%と小学生で7割を超えています。また、高校生等で“言うことができない”が38.0%と他の年代に比べて割合が高くなっています。



■ 普段の生活の中で、遊び、休息など、自分の好きなことをする時間や場所が十分にあると思うか

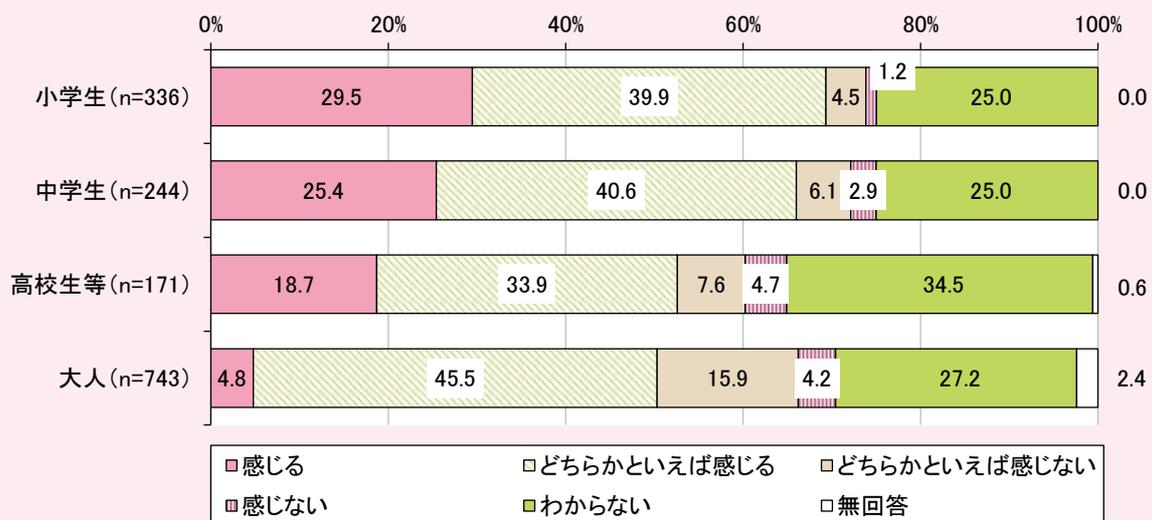
普段の生活の中で、遊び、休息など、自分の好きなことをする時間や場所については、“ある”が小学生で94.3%、中学生で90.6%、高校生等で88.3%と大きな差は見られません。一方で、「あまりない」が高校生等で約1割と他の年代に比べて割合が高くなっています。



■ 普段の生活の中で、子どもの権利が十分に守られていると感じるか

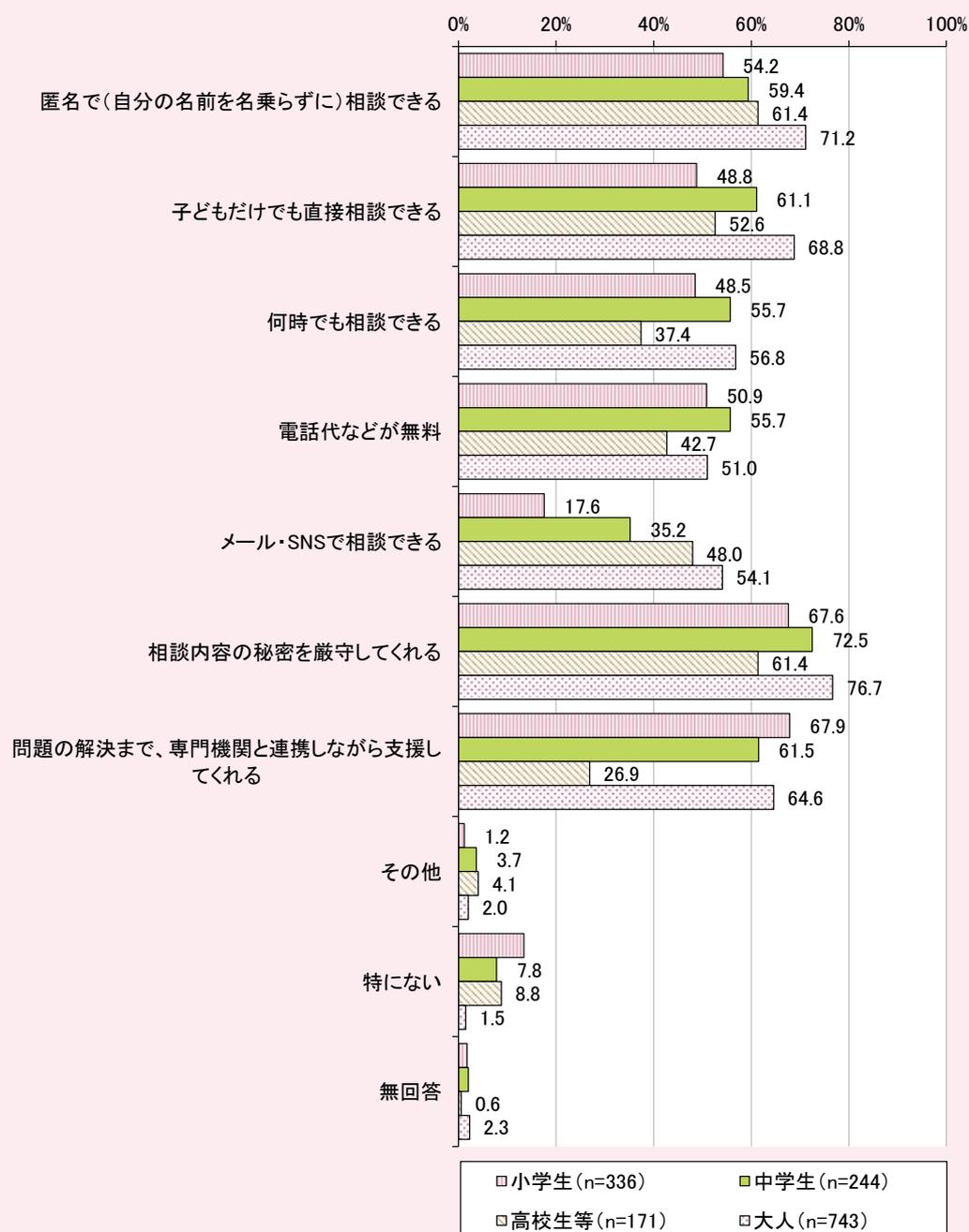
普段の生活の中で、子どもの権利が十分に守られていると感じるかについては、“感じる”が大人で50.3%、高校生等で52.6%、中学生で66.0%、小学生で69.4%と、年代が下がるにつれて“感じる”との回答が高くなる傾向にあります。

一方で、“感じない”が大人で20.1%、「わからない」が高校生等で34.5%と、それぞれ他の年代に比べて割合が高くなっています。



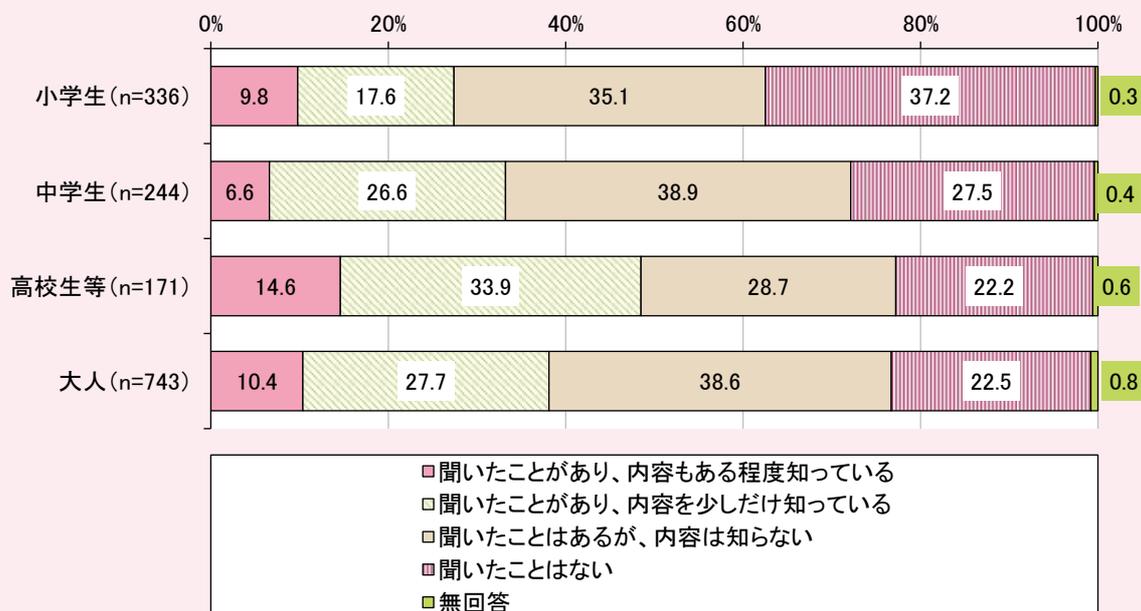
## ■相談するときに大事だと思うこと

相談するときに大事だと思うことについては、大人と中学生で「相談内容の秘密を厳守してくれる」、高校生等で「匿名で（自分の名前を名乗らずに）相談できる」と「相談内容の秘密を厳守してくれる」、小学生で「問題の解決まで、専門機関と連携しながら支援してくれる（問題が解決するまで、しっかりと味方になってくれる）」がそれぞれ最も多くなっています。また、年齢が上がるにつれて「メール・SNSで相談できる」の割合が高くなる傾向にあります。さらに、「問題の解決まで、専門機関と連携しながら支援してくれる（問題が解決するまで、しっかりと味方になってくれる）」では高校生等が26.9%と他の年代に比べて割合が低くなっています。



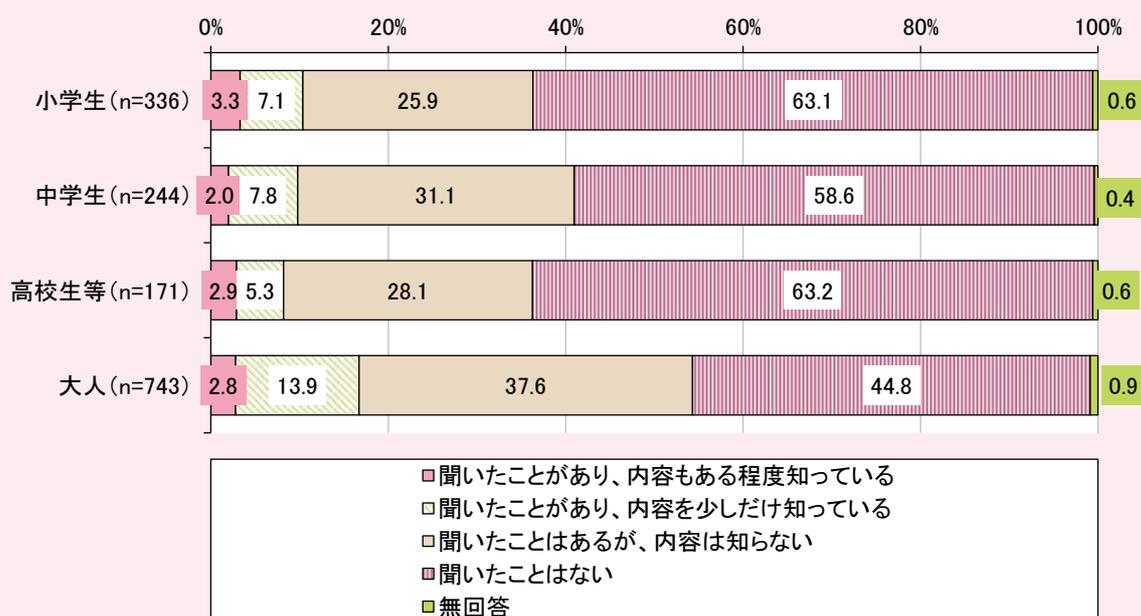
## ■「子どもの権利」の認知度

「子どもの権利」について聞いたことがあるかについては、“内容を知っている”が高校生等で48.5%と他の年代に比べて割合が高くなっています。また、大人以外では、年代が下がるにつれて「聞いたことはない」の割合が高くなる傾向にあります。



## ■北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」の認知度

北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」について聞いたことがあるかについては、いずれの調査でも「聞いたことはない」が最も多くなっており、小学生と高校生等では6割台となっています。一方、“内容を知っている”は大人で16.7%と他の年代に比べて割合が高くなっています。



## 調査概要【2-1 子ども関係施設・団体等アンケート調査、2-2 ヒアリング調査】

本計画の策定にあたり、子どもたちを支援する側の視点から、活動を通じて見える課題の原因や背景を掘り下げ、より詳細に対象の実態把握を行うことを目的に、子ども関係施設・団体等に対するアンケート調査を実施しました。

また、回答があった上記の中から、10 団体にヒアリング調査を行いました。

### ■アンケート調査

調査対象者	・教育・保育施設(保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校) ・上記以外の児童福祉関連施設(児童館、児童発達支援センター、学童保育室、相談支援事業所) ・その他子ども関連施設・団体(NPO 団体、スポーツ少年団等)
調査期間	令和5年4月下旬～令和5年5月下旬
調査方法	子ども関係施設・団体等に直接または郵送による配付・回収
配付数	90 件
有効回収数	71 件
有効回収率	78.9%

### ■ヒアリング調査

対象	子ども関係施設・団体等
方法	調査票をご記入いただいた中から10の施設・団体等を選び、対面でのヒアリングを実施
日時	令和5年6月 14 日、16 日、20 日
場所	各関係施設・団体の活動場所

## 調査結果【2-1 子ども関係施設・団体等アンケート調査】

### ■子どもたちの様子で気になること(自由記述 抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に毎日登校しているが、家庭での食事や洗濯等が十分でないと思われる子どもがいる。学校から保護者に連絡しているが、なかなかつながらず、家庭の協力を得られない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人でいることを怖がる(他人から「ぼっち」と思われるのが嫌)。</li> <li>・既にある人間関係に入っていけない。</li> <li>・どうせダメ(無理)だと思い込み、挑戦する姿勢が弱い。リアルな友人関係が充実していないと、ネットだけでつながっている友人とのつきあいの方が楽だと言う。ネットの危険性を伝えても自分は大丈夫だと言う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校や問題行動の背景に家庭環境が関係していると思われるケースが多い。</li> <li>・友人とのトラブルが多かったり、認知の歪み、コミュニケーションの課題から人間関係を上手く築けない。</li> <li>・成功体験の少なさや愛着の課題から自己肯定感が低く、そのような子は SOS を出すことも苦手である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもは親をひきずって生きていると感じる。各家庭により子育てに対する考えや対応が違う。父親の子育てへの関心度や心持ちなどに差がありすぎる。子どもは母親の期待やストレスなどを背負って生きている。一番は母親へのフォローだと痛感。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己肯定感が低い子がいるように感じる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要なお子さんは、幼稚園や保育所に入ることも、大きなハードルがあり、断られてしまうケースも多い。どの幼稚園・保育所も人員不足が大きな問題となっていたり、支援が必要なお子さんへの理解や環境設定の配慮が課題の一つだと思う。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの落ち着きのなさ、学力不振、自信のなさなどが虐待を受けた子に見られる。貧困、DV被害、精神疾患等、保護者の問題が子への虐待に影響しているため、家庭全体を支援していく必要がある。IT 技術の進展に伴い、SNS で知り合った人から被害を受けたり、ゲーム依存からの家庭内暴力があったり、スマホや SNS、ゲームなどを起因としたトラブル・事件が多くなっている。子どもとネットとの付き合い方の問題を真剣に考える必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭環境について、母子家庭や貧困やヤングケアラーの傾向のある子がいるような話を聞く。</li> </ul>

### ■気になることに対して、必要と感じる支援等(自由記述 抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係諸機関の情報共有及び連携が必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同じ年齢の親子が集まれる場の提供を増やす。繋がれる場を増やす。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童の様子を見守る組織の強化と連携（民生委員だけでは弱いと感じる）。</li> <li>• 教員にもネットトラブルの研修があるといい。今、子どもたちが利用しているアプリや SNS について、教員の知識がついていけない。</li> <li>• スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどと協力して対応することが必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校の指導だけでは限界があるが、警察、児童相談所、市の福祉部局との連携は、まだハードルが高い。例えばスクールソーシャルワーカー等が中学校区に 1 名いて、定期的に学校に訪問し、生徒指導委員等にも出席してもらえる体制があれば、好転するケースもあるのではないかと考える。</li> <li>• 小学校にさわやか相談室を設置する。スクールカウンセラーを常駐させる。早期教育（特にペアレントトレーニング）によるスキルアップを図る。</li> <li>• 幼保・小・中学校のトータルの情報共有が必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育の第一義的責任が家庭にあるということを教えるシステム。</li> <li>• 子どもの誕生から成人するまでの期間で、家庭の養育能力を支援する学校以外の仕組み。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て中の家庭へ、心を軽くするサポートがあればと思う。マタニティ教室、母親学級は小さいうちだけ。大きくなって、思春期にも色々な人のアドバイスが必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもに対して、声をかけることが大切であることを周りの大人に理解してほしい。各学校にひとりのスクールカウンセラーでは不足。各学年にひとりずつコーディネーターとカウンセラーがいて、日ごろから子どもの様子を見て親とコンタクトをとる人材が欲しい。学校の中のことは、教員がだいたいわかるが家庭環境の中がわからない。その部分からも子どものことを知っていく必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本語に不安のある保護者に対し、子どもの懇談会や二者面談の際に、英語話者を同席させられる支援があればよい。支援級や通級などについての説明やパンフレットも英語版があればよい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学習支援・子ども食堂などに限らず、いつ行っても誰かがいてくれる場所としてのサードプレイスを歩いて行ける距離に増やしていくこと。誰が来てもよいオープンスペースも大事。学校とは違う人との出会いも必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な体験活動が必要。主体的に活動することで活動性、行動力、決断力等が育つ。学校だけでなく、社会教育分野も積極的に提供していくことが必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自分に自信を持つことができるよう、小さな成功体験を積み重ねることが可能な機会や自分が必要とされていることが実感できる機会を学内外問わず提供すること。</li> </ul>

## 調査結果【2-2 子ども関係施設・団体等ヒアリング調査】

### 【子どもたちの状況】

- 支援の必要な就学前の子どもたちが、子ども同士のかかわりを経験できるといいと考えている。
- 支援が必要、配慮が必要な子やコミュニケーションが取れない子が近年増えているように感じる。
- ヤングケアラーの子について、周り・本人が気づいていないという人はいると思う。背負っている子はすごく背負っているように思う。支援者サイドも、フードバンクなどに来る人の様子だけではわからない。
- 学習支援を機会に、家のことを手伝っていて勉強が遅れているという子の存在を把握したが、相談につなげることに苦慮したことがある。

### 【保護者・家族の状況】

- 健診等で保健師が早くからかかわりをもってくれているので、誰かに相談できると思うが、そうでない人もいる。自分の子だけを見ていて、なんでこんなに大変なのかと抱え込んでしまうこともある。
- 乳幼児健診に来ないで、手紙を出しても受けない人がいる。相談の仕組み、来ない人へのキャッチアップ、アウトリーチなど手を差し伸べていく必要がある。保護者が動いてくれないければ支援などにはつながっていかない。
- 子ども食堂は子どもの居場所だが、お母さんと子どもをサポートする居場所づくりが必要だと思っていて、実家に帰る感覚で、おばあちゃんみたいな優しい人がいて、ごはんを渡してあげたり、つくってあげたりするという場所があればよいと思っている。
- 虐待など察することはあるが、踏み込み方については経験が必要。

### 【情報入手・相談の状況】

- 若いお母さんからは電話や LINE の相談が多いが、なんとなく集まってその場にいる人がなんとなく意見を言い合ったり友達になったりという場が重要。
- 自分から相談すること自体もハードルがある。実は困った状況にいるということに気づいていない場合もあるほか、SOS を出す力が弱い子どももいる。
- 初めて子育てするお母さんはすごく不安が大きい。保護者の親御さんが近くにいない場合など、健診の機会などを活用してつながりをつくってほしい。
- 2歳以下の子どものうち、どこにも属していない子もいる。そういった保護者が気軽に相談できる場、親を一人にしないシステムがあればよい。

## 【居場所について】

- 立派な居場所だけではなく、小さくとも、いつでも継続的に寄れるような場がたくさんあることが大切だと思う。
- 子どもたちが泥だらけになったり、与えられたものではなく何も無いところで遊んだり、自然環境なども大切だろう。北本市にはそういうものがそろっていると思う。子どもたちの経験のためにうまく取り込んでいければいいと思う。楽しければ自然と子どもたちも集まってくる。そのような場は格差など関係ない、平等に遊べる場にもなると思う。
- どんな子どもにも輝ける場所はあるはずで、学校がその場所でなかった子にとっては、勉強でも部活でもない、地域での活動の場がもっとあってもいいのではないかなと思う。
- 学校に行っていなくても友達になっていたり、LINE のやり取りをしている子もいる。大人の常識だけにとらわれず、対応していかなければいけないというところは痛感している。

## 【子どもの権利について】

- 意思表示は0歳児でも尊重する。保育所はそもそもそれがベースにある。子どもの権利条約をベースにしているのが保育所だと思っている。保護者にも、体験の中で理解を促している。
- 小さな子どもが自ら相談先にアクセスするにはハードルが高い。学校で基本的な教育として「嫌なことは嫌と言っていい」と伝えていかないと難しいと思う。子どもには親の価値判断が色濃く反映される。社会が受け入れる体制にならないといけない。
- 子どもの意見表明は、教育が大きいと思う。自分の意見を言う訓練、授業などが必要。
- 発達障がい、特にグレーといわれる子について、一人ひとりに合った対応を徹底することが権利を守ることにもつながるのではないかな。
- 市民に対して、周知をどのようにするかが重要。「子どもの権利の尊重」はすごく難しい内容で、権利の尊重と、今後社会を生きていくために必要な助言のラインがわかりにくい。まじめな人ほど、何を言うべきか、判断できなくなってしまう。
- 子どもが自分の状況に気づくのは難しい。外部から知らせてあげる支援が必要ではないかな。
- 大人でも相談窓口に行く、電話をかけるのは難しいのに、子どもならなおさら。大人に対する教育のほうが重要なかもしれない。

## 【行政との連携について】

- 支援の必要な子も地域で育つことが大切だということを市民全体に働きかけてもらえるような子どもの権利に関する研修や講演会を。
- 子どもの相談にあたる人材と、地域の関係機関・団体等が定期的に交流し、情報交換できる機会があるとよい。
- 子どもの権利に絞った研修はあまりなかった。
- 相談内容に合った相談先につなげるためには、行政にどのように相談の仕組みがあるのかについて、知らせていただければ大変助かる。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくために様々な助けが必要なことから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

本計画では、すべての子どもが幸せな生活を送れるよう、北本市子どもの権利に関する条例第3条に定める基本理念に基づき、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

#### 基本理念

子どもの権利は、次のことを基本理念として、保障されます。

- 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。
- 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能な最大限の範囲において確保されること。
- 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。
- 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

## 「子どもの最善の利益」と「子どもの意見表明」

「子どもの最善の利益」と「子どもの意見表明」は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）において、それぞれが条文に記されている権利であるとともに、他のあらゆる子どもの権利の解釈や実施において考慮されるべき大切な「原則」とされています。こども基本法（令和4年法律第77号）においても、年齢や発達に応じて意見表明の機会が確保されること（第3条第3号）、その意見の尊重と最善の利益が優先して考慮されること（第3条第4号）が基本理念として掲げられています。こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）では、こども家庭庁の任務として、「こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本」とすることが規定されています（第3条第1項）。

### 【子どもの最善の利益】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えられなければならない、大人はできる限りの責任と深い関心をもって、子どもに対応しなくてはなりません。その際、子どもは子ども時代を生きる人であり、かけがえのない、いま、人生を生きているという現実の理解に基づき、大人は、子どものいま、最もよいことをどこまでも第一としながら、同時に明日、未来をよりよく生きるという長期的な視点ももって考えることが求められます。

### 【子どもの意見表明】

すべての子どもは、自分に関係することについて、自分の考えや思いを表す権利をもっています。大人は、子どもの考えや思いの表現を下支えする状況を創造するとともに、言葉にならない表情や身体の動きなどで表される子どもの思いをも適切に読み取り、十分に考慮し、すべての子どもに対して、温かく丁寧な態度と言葉で対応することを通して、子どもの考えや思いを尊重しなくてはなりません。

子どもの意見表明について、日本ユニセフ協会の解説では、「子どもの意見の尊重（子どもの意味ある参加）」という表現で、子どもが意見を表し、大人が子どもの発達に応じて十分に考慮することの両方を記しています。すなわち、子どもが意見を表す権利とともに、それが発達に応じて十分に考慮されるという2つの権利を含むものです。さらに、子どもの参加は、それ自体が子どもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもあるとしています。参加する場、意見を言える環境、意見を聴く大人の存在があり、さらに参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えることによって「意味ある参加」となることが大切だとされます。また、自分に関係することに、広く子どもに関わる環境や政策も含むものとしています。

## 第2節 子どもの権利の内容

北本市子どもの権利に関する条例では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の趣旨を踏まえ、次の4つの権利を子どもの権利として定めています。この権利は、子どもが成長・発達していくために大切な子どもの権利として保障されます。

### 【安心して生きる権利】（第8条）

1. 命が守られ、尊重されること。
2. 愛情及び理解をもって育まれること。
3. あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
4. あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
5. 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
6. 平和及び安全な環境の下で生活できること。
7. 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

### 【自分らしく育つ権利】（第9条）

8. 個性が認められ、人格が尊重されること。
9. 遊んだり、休んだりすること。
10. 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
11. 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
12. 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達の程度に応じて自分で決めることができること。
13. 地域及び社会の活動に参加すること。
14. 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

### 【守られる権利】（第10条）

15. あらゆる権利の侵害から逃れられること。
16. あらゆる搾取から守られること。
17. 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
18. 自らの意思及び考えが尊重されること。
19. 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
20. 誇りを傷つけられないこと。

### 【参加する権利】（第11条）

21. 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
22. 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
23. 仲間をつくり、集まること。

### 第3節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標に沿って、施策を推進します。

条例では、「子どもの権利を保障するために行うこと」、「保護者・子ども関係施設・市民などに対する支援として行うこと」、「子どもの権利が侵害され、または侵害の恐れがある場合に擁護・救済するために活動すること」が定められており、これらを大きく7つに分類し、基本目標としています。

	基本目標	条例との主な対応
1	子どもの権利に関する普及啓発	15条
2	子ども自身の意見表明・社会参加の機会の確保	16条・17条
3	虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組	18条
4	特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援	19条
5	成長と発達に資する支援	20条
6	子どもの権利を守る仕組みづくり	12条～14条
7	子どもの権利に関する相談・救済	21条～34条

推進に向けて⇒(第5章)

各主体の役割	市、保護者、子ども関係施設、市民の役割	4条
計画の推進体制(連携等)	子どもの権利に関する関係機関との連携、協働	5条
進行管理(検証)	子どもの権利委員会	36条～ 38条

## 第4節 施策の体系

	基本目標	施策の方向
1	子どもの権利に関する普及啓発	1-1 市民に対する周知啓発 1-2 子どもに対する周知啓発 1-3 市職員・教職員に対する周知 1-4 子育て関連機関の職員等に対する周知啓発
2	子ども自身の意見表明・社会参加の機会の確保	2-1 子どもの意見表明の機会の確保 2-2 子どもの社会参加の機会の確保
3	虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組	3-1 児童虐待防止に向けた取組 3-2 いじめや体罰等の防止に向けた取組 3-3 子ども関係施設職員の体罰等の防止研修
4	特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援	4-1 障がい児福祉施策の推進 4-2 経済的に困窮する家庭の子どもへの支援 4-3 ひとり親家庭への支援 4-4 様々な環境にある子どもたちや家庭への支援
5	成長と発達に資する支援	5-1 子どもの体験・交流活動の促進 5-2 芸術的・文化的な活動の促進 5-3 運動・余暇の利用の促進 5-4 安心して過ごせる居場所の確保 5-5 適切な医療、福祉、教育の機会の提供
6	子どもの権利を守る仕組みづくり	6-1 子ども関係施設の設置者及び管理者への支援 6-2 保護者に対する支援 6-3 市民及び事業者に対する支援
7	子どもの権利に関する相談・救済	7-1 子どもの権利の侵害の防止に向けた取組 7-2 子どもの権利の侵害に対する擁護・救済に向けた取組

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの権利に関する普及啓発

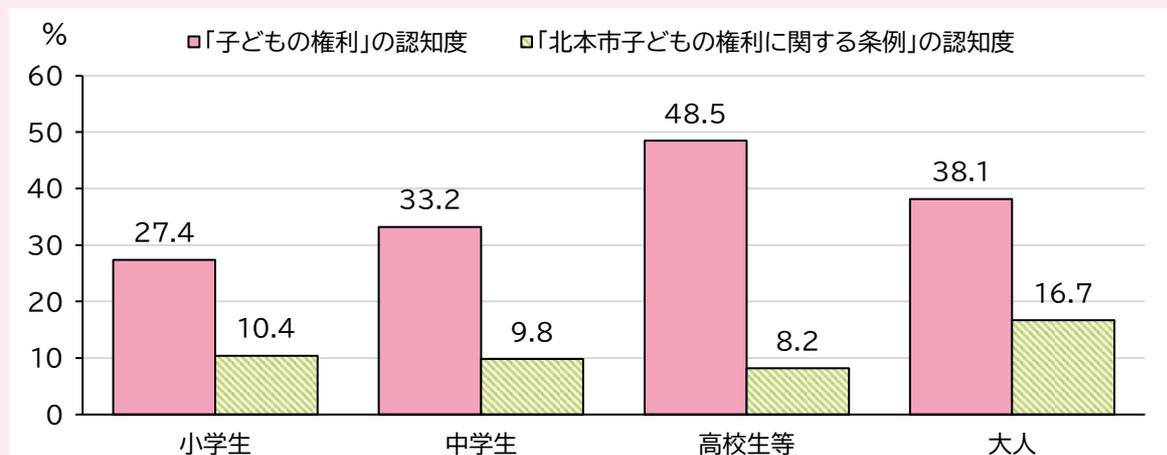
#### 施策の方向性

子どもの権利について、子どもや家庭、子ども関係施設の職員、地域の方たち等が、正しく理解するとともに、子どもがその権利を適切に行使し、その権利が侵害された場合には、速やかに相談等することができるよう、子どもの権利についての普及啓発を行います。

#### 施策を取り巻く環境の変化や課題

- 「子どもの権利」について、聞いたことがあり、内容をある程度知っている（または内容を少しだけ知っている）と答えた人の割合は、小学生で27.4%、中学生で33.2%、高校生等で48.5%、大人で38.1%でした。
- 一方、「北本市子どもの権利に関する条例」について同様の質問をしたところ、聞いたことがあり、内容を知っている（または内容を少しだけ知っている）と答えた人の割合は、小学生で10.4%、中学生で9.8%、高校生等で8.2%、大人で16.7%でした。
- 「子どもの権利」という言葉と比較して、新たに制定された「北本市子どもの権利に関する条例」は、まだどの世代でも認知度は10%前後と低い状況です。ヒアリングでも、市民に対して、周知をどのようにするかが重要との意見が見られます。条例の内容について、子どもや市民等が正しく理解し、条例を活用することができるよう、条例について周知啓発していく必要があります。

#### ■「子どもの権利」の認知度と、「北本市子どもの権利に関する条例」の認知度



出典:「北本市子どもの権利に関する市民意識調査」(令和4年12月実施)

## 1-1 市民に対する周知啓発

市民が、子どもの権利について内容を正しく理解し、子どもがその権利を適切に行使できるよう、条例について、広く周知啓発を行います。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
子どもの権利に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成などを行い、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	子育て支援課
「きたもと子どもの権利の日」に伴う事業の実施	「きたもと子どもの権利の日」に合わせて、条例の目的にふさわしい事業を実施します。	子育て支援課
きたもと子育て応援ガイドブック作成事業	「きたもと子育て応援ガイドブック」において、子どもの権利に関する事項を掲載し、条例の普及啓発に努めます。	子育て支援課
子どもの権利に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。	子育て支援課



■普及啓発用品

## 1-2 子どもに対する周知啓発

子ども自身が、権利の内容について正しく理解し、その権利が侵害された場合等には、速やかに相談することができるよう、条例や相談窓口について、広く周知啓発を行います。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
子どもに対する「子どもの権利に関する条例」の普及啓発	子どもの権利に関する条例の子ども向けのパンフレットなどを作成・配布し、条例の周知を図ります。	子育て支援課
人権教育授業の充実	児童・生徒に対する人権教育の授業において、子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。	学校教育課

### 1-3 市職員・教職員に対する周知

市役所職員や学校の教職員に対して、条例の内容を正しく理解してもらうため、子どもの権利に関するテーマを加えた研修を実施します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
職員研修の充実	市職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。	総務課 子育て支援課
教職員研修の充実	教職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。	学校教育課

### 1-4 子育て関連機関の職員等に対する周知啓発

市内の様々な子育て関連機関・団体が集まる会議等の中で、子どもの権利に関するテーマの研修を行い、子育て関連機関の職員等に対して条例の周知啓発に努めます。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
こども応援ネットワーク会議への参加	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議に参加し、条例及び条例に基づく取組について周知等を行います。	人権推進課 子育て支援課
民生委員・児童委員活動の充実	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。	共生福祉課 子育て支援課
子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。	子育て支援課
子ども家庭総合支援会議	子育て関連施設が集まる会議において、子どもの権利に関する条例の周知啓発を行います。	子育て支援課

## 基本目標 2 子ども自身の意見表明・社会参加の機会の確保

### 施策の方向性

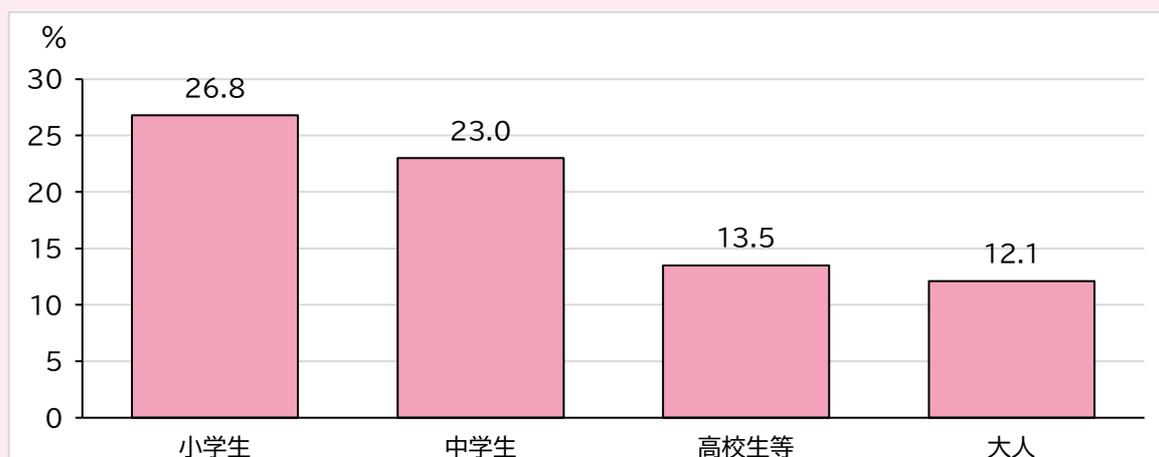
令和5年4月1日に施行された「こども基本法」では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、すべてのこどもが自立した個人として健やかに成長することができるよう、こども関連施策を策定、実施、評価するにあたっては、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取し、反映させるために必要な措置を講ずるよう国や地方公共団体は義務付けられています。

本市における、政策決定過程において、子どもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させることができるよう、様々な参画機会の確保に努めます。

### 施策を取り巻く環境の変化や課題

- 北本市のまちづくりや市役所の仕事について、考えや思いを「言うことができる」または「ある程度言うことができる」と答えた人の割合は、小学生で 26.8%、中学生で 23.0%、高校生等で 13.5%、大人で 12.1%でした。
- 意見を言うことができると感じている人の割合は、小学生で全体の1/4程度ですが、年齢が高くなるにしたがってさらに減少していく傾向にあります。
- ヒアリングでは、子どもの意見表明は教育が大きく、自分の意見を言う訓練、授業などが必要との意見が見られます。
- 自治体の政策決定等の場において、子どもや子育て当事者等の意見を聴取し、その意見が反映できるよう、意見表明や社会参加の機会の確保に努めていく必要があります。

### ■北本市のまちづくりや市役所の仕事について、考えや思いを言うことができるか（「言うことができる」または「ある程度言うことができる」と答えた人の割合）



出典:「北本市子どもの権利に関する市民意識調査」(令和4年12月実施)

## 2-1 子どもの意見表明の機会の確保

子どもに必要な情報を事前に提供し、意見表明しやすくなるよう配慮し、子どもが意見表明する機会の確保及び環境整備、子どもの意見の反映に努めます。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
「子どもの権利委員会」への参加	子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。	子育て支援課
「きたもと子ども会議」の設置	子どもが主体となる「きたもと子ども会議」を設置し、市の施策について子どもに意見を求めることで、子どもの意見表明の場の確保に努めます。	子育て支援課
庁内推進体制の充実	子どもの意見表明の機会の確保を全庁的に進めるため、市が子どもに関係する施策等を策定する際は、子どもの意見表明の機会を確保し、施策等への反映に努めるよう職員に周知します。	子育て支援課
生徒会活動・児童会活動の充実	学校のきまりについて「毎年見直すこと」を原則とし、子どもが自信をもって意見を表明できる場の確保に努めます。	学校教育課

## 2-2 子どもの社会参加の機会の確保

ボランティア活動や国際交流活動など、子どもたちが社会参加する機会の確保に努めます。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
ボランティアセンター事業	社会福祉協議会が実施するボランティア相談や、ボランティアしたい人とボランティアしてもらいたい人を結ぶマッチングなどを通じて、ボランティア活動を推進します。	共生福祉課
「子どもの権利委員会」への参加【再掲】	子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。	子育て支援課
国際交流活動の推進	国際交流ラウンジ委員会において、外国人に日本語を教え、外国人は自分の国を紹介し、国際理解、国際交流を深めます。また、外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努めます。	生涯学習課



## 基本目標3 虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組

### 施策の方向性

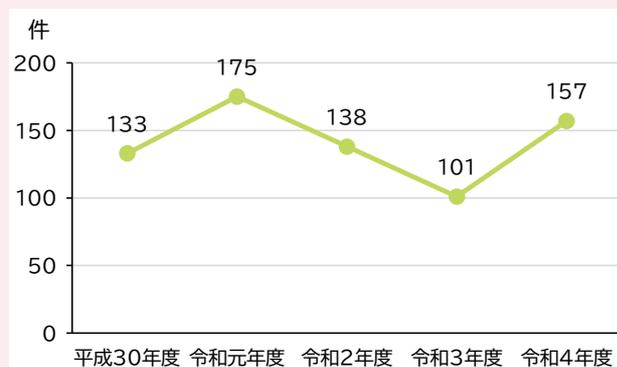
虐待・体罰や暴言等の不適切な指導、そしていじめは、子どもに対する人権侵害です。虐待・体罰・暴言等の不適切な指導・いじめは、子どもの身体や心を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に影響を与える恐れがあります。

虐待・体罰・暴言等の不適切な指導が行われないようしっかりと禁止し、また、いじめの未然防止のための取組や研修等を積極的に実施するとともに、実際に虐待・体罰・暴言等の不適切な指導・いじめが行われた場合には、被害者や発見者が相談・通報しやすいような環境の整備に努めます。

### 施策を取り巻く環境の変化や課題

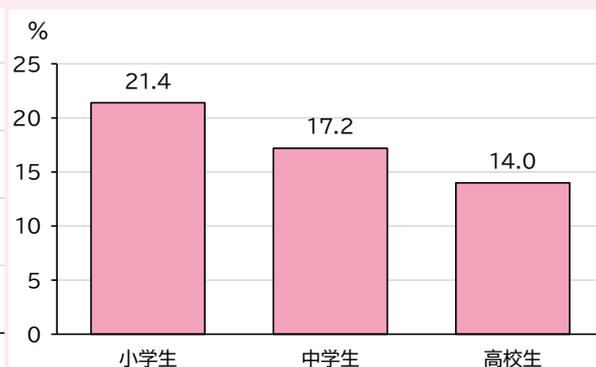
- 埼玉県中央児童相談所に連絡のあった児童虐待通告対応件数は、北本市管内で年間 150 件程度で推移しています。
- 本市が実施した調査では、「あなたを、言葉や暴力で傷つける人はいますか」という質問に対して、「いる」と答えた子どもの割合は、小学生で 21.4%、中学生で 17.2%、高校生等で 14.0%でした。約 15%～20%の子どもたちが、実際に言葉や暴力で傷ついています。
- ヒアリングでは、子ども自身が自分の状況に気づくのは難しく、外部から知らせてあげる支援が必要であるとの指摘があります。
- 虐待、体罰、暴言等の不適切な指導、いじめは、子どもに対する人権侵害です。いずれも子どもの身体や心を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に影響を与える恐れがあります。虐待や体罰、暴言等の不適切な指導が行われないよう禁止するとともに、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処に努める必要があります。

#### ■児童虐待通告対応件数



出典：埼玉県中央児童相談所

#### ■あなたを、言葉や暴力で傷つける人が「いる」と答えた人の割合



出典：「北本市子どもの権利に関する市民意識調査」(令和4年12月実施)

### 3-1 児童虐待防止に向けた取組

児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
児童虐待に対する適切な対応	児童虐待に関する通告（その疑いがある場合の情報提供を含む）があった場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、速やかに児童の安全確認と早期対応を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、関係機関と連携して児童の適切な支援に努めます。	子育て支援課
児童虐待防止に向けた啓発活動	きたもと子育て応援ガイドブック等において児童虐待防止に関する内容を掲載するとともに、市民や子ども、子ども関係施設に児童虐待防止に関する啓発グッズ等を配布して、事業の周知と相談・連絡先に関する周知を図ります。	子育て支援課
児童虐待対応職員の資質向上	児童虐待に関する各種研修に参加し、職員の資質向上に努めるとともに、必要な職員を配置して組織的な対応に努めます。	子育て支援課
親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦などを対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達状況等に応じた支援を行います。	子育て支援課



■虐待防止の啓発

### 3-2 いじめや体罰等の防止に向けた取組

学校等の関係機関と連携し、いじめや体罰等の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
生徒指導対応業務	「北本市いじめ防止対策推進条例」及び「北本市いじめ防止基本方針」に基づき、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見、いじめ発生時の適切な初期対応を図るとともに、いじめ重大事態が発生した際には、北本市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議します。	学校教育課
人権教育授業の充実【再掲】	児童・生徒に対する人権教育の授業において、子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。	学校教育課
青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業	青少年指導委員が市内8地域の巡回指導を行います。また、連絡調整会議を行い、巡回指導の際に聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換及び情報共有を行います。	生涯学習課
自殺防止対策の推進	精神保健に関する市民向け講座や精神科医によるこころの相談、保健師による随時相談、自殺予防街頭キャンペーン、ホームページで行えるメンタルヘルスチェック、暮らしとこころの総合相談会、関係者向け自殺予防対応研修を行います。	健康づくり課

### 3-3 子ども関係施設職員の体罰等の防止研修

学校や保育所などの子ども関係施設の職員が子どもの権利について正しく理解するため、子ども関係施設の職員に対する研修を実施します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
職員研修の充実【再掲】	市職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。	総務課 子育て支援課
教職員研修の充実【再掲】	教職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。	学校教育課

## 基本目標 4 特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援

### 施策の方向性

障がいのある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども等、様々な環境にある特別な配慮が必要な子どもが、生まれ育った環境によって左右されることのないようにしなければなりません。

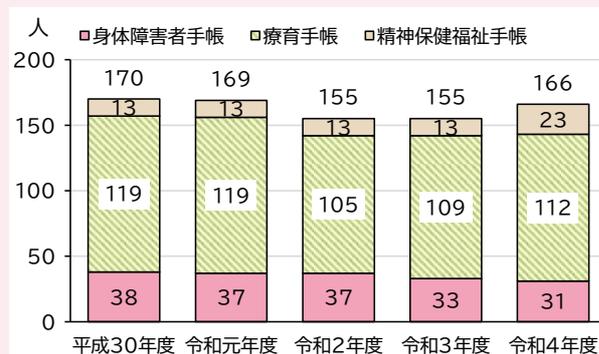
特別な配慮が必要な子どもとその保護者に対して、必要な支援を行うよう努めます。

### 施策を取り巻く環境の変化や課題

- 障害者手帳を所持している 18 歳未満の子どもの数は、令和 4 年度は身体障害者手帳が 31 人、療育手帳が 112 人、精神保健福祉手帳が 23 人で合計 166 人でした。
- 北本市内に在住している外国籍の子どもの数は、令和 4 年度は 51 人でした。
- ヒアリングでは、一人ひとりに合った対応を徹底することが権利を守ることにもつながるとの指摘があります。
- 特に、障がいのある子どもに関しては、令和 6 年 4 月 1 日施行の改正障害者差別解消法により、事業者による障がいのある子どもたちへの「合理的配慮」が義務付けられます。
- 障がいのある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども等、様々な環境にある特別な配慮が必要な子どもたちの把握に努め、必要な支援を行うことが課題です。

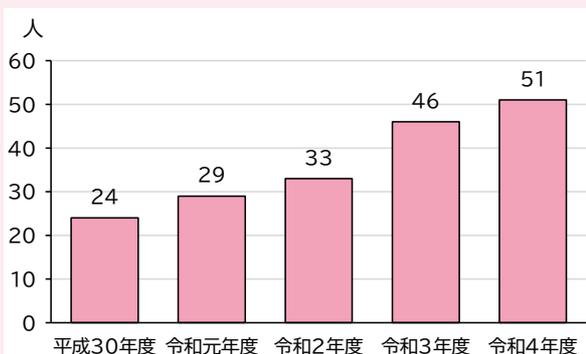
### 様々な配慮が必要な子どもの状況

#### ■障害者手帳所持者数の推移(18 歳未満)



出典:障がい福祉課(各年度末現在)

#### ■外国籍の子どもの人数の推移



出典:市民課(各年度末現在)

## 4-1 障がい児福祉施策の推進

障がい児等への福祉サービスの提供等を通じて、障がい児とその保護者等に対する支援を推進します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
重度障がい者に対する手当、助成	重度心身障害者医療費、在宅重度心身障害者手当及び障害児福祉手当の支給事業、特別児童扶養手当の受付業務を行います。	障がい福祉課
障がい者等の日常生活の支援	日常生活用具給付、移動支援、福祉タクシー等補助、日中一時支援、生活サポート及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付を行います。	障がい福祉課
相談支援事業	障がいがある子どもやその保護者、介護者などからの相談に応じ、電話、訪問等により、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。	障がい福祉課
難聴児補聴器購入助成事業	両耳の聴力レベルが 25 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児等に対し、補聴器の購入等に要する額に3分の2を乗じて得た額（限度額：基準価格に 100 分の 106 を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額）を助成します。	障がい福祉課
障害児学童保育室指定管理事業	障害児学童保育室の運営を指定管理者に委託し、放課後及び長期休業中の障がいがある子どもの生活能力の向上及び社会との交流の促進を図るため、放課後等デイサービス事業と障害児相談支援事業を実施します。	障がい福祉課
自立支援給付サービス等事業	申請により本人等の状況を調査の上、支給決定を行い、負担上限月額範囲内で1割負担で障害福祉サービスを提供します。	障がい福祉課
発達障がい者等に対する支援	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。	障がい福祉課 子育て支援課 保育課
障害者差別解消法に関する周知啓発	障がいのある子どもへの合理的配慮について、周知啓発を行います。	障がい福祉課
児童発達支援センター管理運営事業	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	保育課

## 4-2 経済的に困窮する家庭の子どもへの支援

相談や学習支援、給付等を通じて、経済的に困窮する家庭の子どもへの支援を推進します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
児童手当支給事業	児童を養育している人（父母その他の保護者など）に対し、児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている人に対し、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課

## 4-3 ひとり親家庭への支援

各種給付や就労支援等を通じて、ひとり親家庭への支援を推進します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
ひとり親家庭等医療費支給事業	医療機関を受診した場合の医療給付に係る一部負担金等について助成することでひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭を対象に、経済的支援、就労支援、日常生活支援を行います。	子育て支援課
母子家庭自立支援給付金	「ひとり親家庭高等職業促進給付金」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」を支給し、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課



## 4-4 様々な環境にある子どもたちや家庭への支援

子どもの置かれた環境によって子どもが不利益を受けることがないように、支援します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
LGBTQ（性的マイノリティ）への支援	LGBTQ への理解促進のため、リーフレットを発行するほか、ホームページ及び男女共同参画コーナーにおいて多様な性のあり方について情報を提供するとともに、市民向けに LGBTQ に関する研修を行います。	人権推進課
重層的支援体制整備事業	相談支援事業の実施、アウトリーチの実施、重層的支援会議の設置などを行う中で、ヤングケアラーや経済的に困窮する子どもなどに対し、適切なアセスメントにより必要な支援につなぐよう努めます。	共生福祉課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。	障がい福祉課
こども家庭センター業務	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。	子育て支援課 健康づくり課
民間保育所運営補助事業	アレルギー対応が必要な子どもや、体調不良の子ども、障がいのある子ども等、それぞれの状況等に応じて民間保育園がきめ細やかな対応ができるよう、保育士の加配に必要な経費等を国・県・市の補助要綱に基づき補助します。	保育課
就学支援	北本市就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えられるよう支援します。	学校教育課
特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置するとともに、各校に特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課
教育相談	学校生活や友達関係（不登校、いじめ、情緒不安定、非行問題など）等、子どもの成長に関わる様々な悩み、迷い、不安等の教育相談を行います。	学校教育課



主な具体的事業・取組	概要	担当課
ほっとルーム	中学校にほっとルーム（学習支援室）を設置し、不登校や集団での学習が苦手な子どもへの学習保障をします。	学校教育課
国際交流活動の推進【再掲】	国際交流ラウンジ委員会において、外国人に日本語を教え、外国人は自分の国を紹介し、国際理解、国際交流を深めます。また、外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努めます。	生涯学習課



■国際交流ラウンジ委員会の活動(北本宵まつりへの参加)



■国際交流ラウンジ委員会の活動(にほんご広場)

## 基本目標 5 成長と発達に資する支援

### 施策の方向性

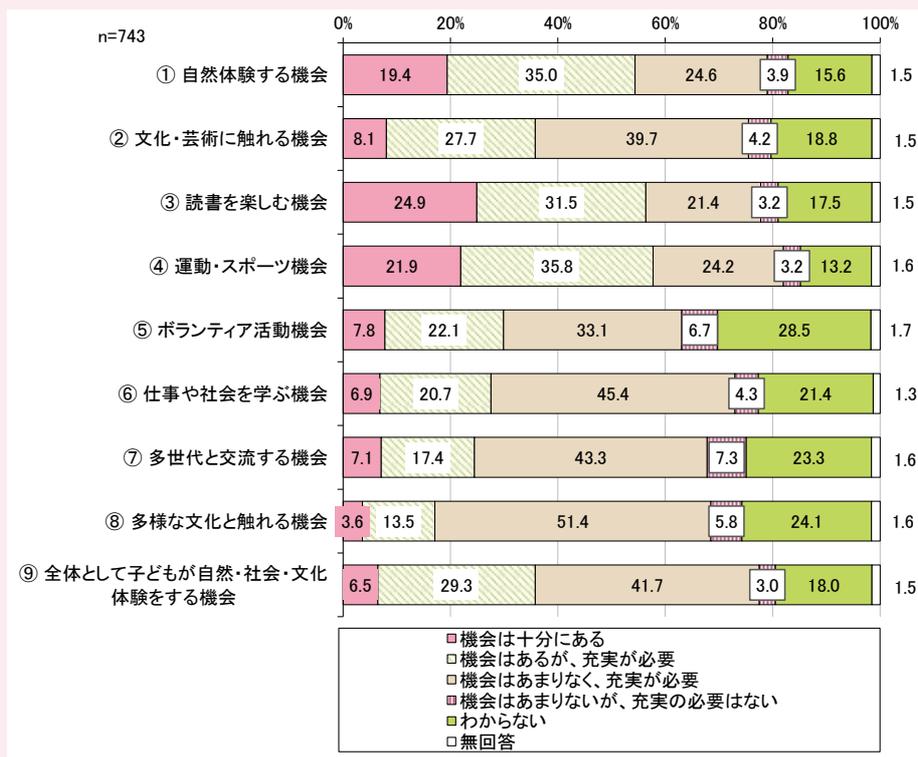
子どもが成長及び発達する上で、様々な体験、交流、芸術、文化活動、運動等はとても有益なものです。すべての子どもがこれらの体験や活動を十分にできるよう、場や機会の提供を図ります。

また、子どもが安心して過ごすことができる場の確保と、必要な医療・福祉・教育を受けられるような支援に努めます。

### 施策を取り巻く環境の変化や課題

- 「自然」「文化・芸術」「読書」「運動・スポーツ」「ボランティア」「仕事や社会」「多世代交流」「多様な文化」の分野ごとにアンケートを行ったところ、「自然」「読書」「運動・スポーツ」をする機会が十分にあると答えた人の割合が、他と比べ高い結果となりました。
- 北本市は、都心にほど近い立地ですが、市内には多くの自然が残っており、一年を通して自然散策やキャンプ、農業体験など、気軽に自然と触れ合える環境が残っています。ヒアリングでも、北本の自然環境を子どもたちの経験のためにうまく取り込んでいくべきとの意見が見られます。また、こども図書館や図書館分館では、本の読み聞かせやおはなし会などが行われており、子どものうちから読書に親しめる環境にあります。
- このような本市の特色も生かしながら、子どもの成長や発達に資するような場や交流活動の提供に努めるとともに、子どもが健やかに成長・発達できるよう、安心して過ごせる場の確保や、医療・福祉・教育の機会の提供に努める必要があります。

### ■北本市の暮らしの中で、子どもが自然・社会・文化体験をする機会が十分にあると思うか



出典:「北本市子どもの権利に関する市民意識調査」(令和4年12月実施)

## 5-1 子どもの体験・交流活動の促進

子ども関連施設や大学等、市内の関連機関等と連携し、子どもの体験・交流活動の促進を図ります。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
ブックスタート事業	赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布します。	子育て支援課
自然体験イベントの開催	野外活動センター等市内の施設を活用して、子どもたちに対して自然体験やワークショップなどを行うイベントを開催します。	生涯学習課
子ども大学講座開催事業	大学の教員、事業者等による専門性の高い講義や体験活動を通じて、児童が楽しく学べる機会を提供します。	生涯学習課

## 5-2 芸術的・文化的な活動の促進

子ども関連施設や市内の関連団体等と連携し、子どもの芸術的・文化的な活動の促進を図ります。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
児童館管理運営事業	児童館の運営を指定管理者に委託し、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。	子育て支援課
こども図書館運営管理事業	こども図書館の運営を指定管理者に委託し、ボランティア団体と協力しながら、読み聞かせやおはなし会などを実施します。	生涯学習課
きたもとピアノフェスティバル実施事業	市内在住等の人を募集対象とし、年齢を問わず、コンサートグランドピアノでの演奏を通じて、音楽を楽しみ、より好きになってもらえるような演奏会を開催します。	生涯学習課
市民文化祭芸術展事業	北本市市民文化祭芸術展実行委員会を組織・委託し、市内に在住、在勤もしくは在学する者または市内で活動するサークルの会員の作品（絵画、書、工芸、写真、文芸、生け花）を展示します。	生涯学習課
市民文化祭舞台発表文化のつどい開催事業	北本市市民文化祭の舞台発表として、市民団体が文化センターホールにおいて、音楽・演劇・演芸・ダンス・バレエ等の発表を行います。	生涯学習課

主な具体的事業・取組	概要	担当課
青少年ふるさと学習事業	「郷土きたもと」をテーマにした活動を通して、青少年の健全育成及び青少年のふるさと意識の高揚を図ります。	生涯学習課



■児童館



■こども図書館



■文化のつどい



■市民文化祭芸術展

### 5-3 運動・余暇の利用の促進

スポーツ関連団体等と連携し、子どもの運動・余暇の利用の促進を図ります。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
北本市スポーツ少年団補助事業	スポーツ少年団に対し補助金を交付し、スポーツ少年団の活動を促進します。	生涯学習課
学校体育施設開放事業	各小中学校の屋内運動場（体育館等）や校庭（グラウンド等）を利用する団体で構成された運営委員会やその集合体である学校開放連絡協議会を通じて、学校体育施設の適正利用を促し、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を作ります。	生涯学習課

## 5-4 安心して過ごせる居場所の確保

子ども関連施設・団体等と連携し、安心して過ごせる子どもの居場所づくりを推進します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
こども応援ネットワーク会議との連携【再掲】	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。	共生福祉課
児童館管理運営事業【再掲】	児童館の運営を指定管理者に委託し、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。	子育て支援課
学童保育室運営事業	保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。	子育て支援課
放課後子ども教室推進事業	地域住民や教員 OB が事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室等において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。	生涯学習課



■学童保育室



■放課後子ども教室

## 5-5 適切な医療、福祉、教育の機会の提供

子どもの成長及び発達にとって不可欠な医療、福祉、教育の機会をすべての子どもに提供します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
学習支援事業【再掲】	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。	共生福祉課
医療費助成事業	こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費を助成することで子育てに係る経済的支援を行い、子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課 子育て支援課
こども家庭センター業務【再掲】	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。	子育て支援課 健康づくり課
未熟児養育医療支援事業	未熟児が出生から1歳になるまで継続して指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給します。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの傾聴・相談、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状態、及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対するサービスの検討と関係機関との連絡調整を行います。	健康づくり課
乳幼児健診事業	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、身体発育や精神発達等の確認及び疾病の早期発見、保護者への育児支援を行います。	健康づくり課
乳幼児相談事業	乳幼児育児相談、9か月児育児相談、1歳6か月児健康診査事後相談、離乳食講習会を実施します。	健康づくり課
就学支援【再掲】	北本市就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えられるよう支援します。	学校教育課
ほっとルーム【再掲】	中学校にほっとルーム（学習支援室）を設置し、不登校や集団での学習が苦手な子どもへの学習保障をします。	学校教育課

主な具体的事業・取組	概要	担当課
特別支援教育の充実 【再掲】	障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置するとともに、各校に特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課
土曜補習	小・中学校において、土曜日や長期休業日を活用した補習を実施し、子どもの基礎学力の向上を図るとともに、児童・生徒の家庭学習の習慣付けや生活リズムの確立を図ります。	学校教育課
ナイトスクール	学校以外で学習する機会を希望する中学生に対して地域と学校の連携・協働による学習支援を行うことで、子どもたちが安心して学習できる環境を整備するとともに、地域全体で子どもたちを育てる体制づくりを推進します。	学校教育課



■乳幼児健診



■離乳食講習会

## 基本目標 6 子どもの権利を守る仕組みづくり

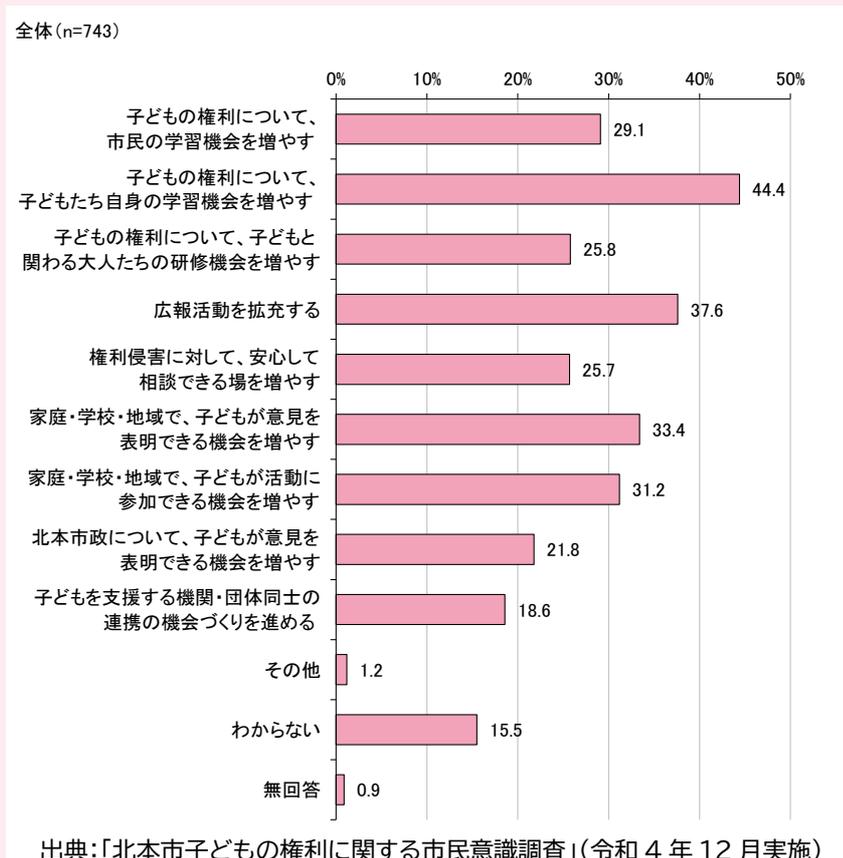
### 施策の方向性

子どもの権利は、保護者、子ども関係施設、市民、市がそれぞれその役割を果たすことで保障されます。子ども関係施設、保護者、市民がその役割を果たすためには、市が、保護者、子ども関係施設、市民に対し子どもの権利の保障に関して必要な支援に努める必要があります。

「子どもの権利」について、それぞれの立場で理解し、子どもの権利の尊重に向けて実践していけるよう、必要な助言や支援を行います。

### 施策を取り巻く環境の変化や課題

- 今後必要だと思う取組については、「子どもの権利について、子どもたち自身の学習機会を増やす」が 44.4%と最も多く、次いで「広報活動を拡充する」が 37.6%、「子どもが意見を表明できる機会を増やす」が 33.4%でした。
  - ヒアリングでは、「子どもの権利の尊重」はすごく難しい内容である、あるいは「子どもの権利」に絞った研修はなかなかないといった意見が見られます。
  - すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、子どもの権利に関する理解を深める学習機会の提供や、広報活動、様々な形での周知啓発活動を行うとともに、子どもの養育に直接関わる保護者と子ども関係施設に必要な支援を届け、市民及び事業者が子どもの権利を推進するために必要な取組に対して支援を行う必要があります。
- 「子どもの権利」の普及と子どもの社会参加促進に向けて、今後どのような取組が必要と思うか



## 6-1 子ども関係施設の設置者及び管理者への支援

子ども関係施設の設置者及び管理者が、その施設において子どもの権利を保障するために必要な活動について、必要な支援を行います。

### 6-1-1 子どもの権利に関する周知啓発

主な具体的事業・取組	概要	担当課
こども応援ネットワーク会議への参加【再掲】	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議に参加し、条例及び条例に基づく取組について周知等を行います。	人権推進課 子育て支援課
子どもの権利に関する普及啓発事業【再掲】	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成など、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	子育て支援課
児童虐待に対する適切な対応【再掲】	児童虐待に関する通告（その疑いがある場合の情報提供を含む）があった場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、速やかに児童の安全確認と早期対応を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、関係機関と連携して児童の適切な支援に努めます。	子育て支援課
こども家庭センター業務【再掲】	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。	子育て支援課 健康づくり課

### 6-1-2 子どもの権利に関する学びの支援

主な具体的事業・取組	概要	担当課
子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】	市役所出前講座に子どもの権利に関する講座を設け、要請に基づき、市職員等を講師として派遣します。	子育て支援課

## 6-2 保護者に対する支援

保護者は子どもの養育及び発達について第一義的責任があり、保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援を行います。

### 6-2-1 子育ての経済的負担の軽減

主な具体的事業・取組	概要	担当課
医療費助成事業【再掲】	こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費を助成することで子育てに係る経済的支援を行い、子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課 子育て支援課
児童手当支給事業【再掲】	児童を養育している人（父母その他の保護者など）に対し、児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業【再掲】	父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている人に対し、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
子育て応援事業	北本市に住民登録がある子どもの出生時、1歳6か月児健診時、3歳児健診時にこども商品券を各1万円分贈呈します。	子育て支援課
多子世帯保育料軽減事業	埼玉県多子世帯保育料軽減事業を利用して、多子世帯の保育料を軽減します。	保育課

### 6-2-2 養育に関する支援の充実

主な具体的事業・取組	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	子育て支援課
こども家庭センター業務【再掲】	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。	子育て支援課 健康づくり課

主な具体的事業・取組	概要	担当課
産前産後子育て支援ヘルパー事業	母子健康手帳の交付を受けている人または3歳未満の子どもを養育している人で、家事、育児等について家族等の援助が受けられず日常生活に支障を生ずる人を対象に、ヘルパーを派遣して、食事の支度、洗濯、掃除などの家事や、育児等の日常生活の便宜の提供を行います。	子育て支援課
児童館管理運営事業（ファミリー・サポート・センター事業を含む）【再掲】	児童館の運営を指定管理者に委託し、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶファミリー・サポート・センター事業を行い、保護者の子育てを支援します。	子育て支援課
学童保育室運営事業【再掲】	保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。	子育て支援課
発達障がい者等に対する支援【再掲】	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。	障がい福祉課 子育て支援課 保育課
児童発達支援センター管理運営事業【再掲】	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	保育課
こども家庭センター業務【再掲】	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。	子育て支援課 健康づくり課
未熟児養育医療支援事業【再掲】	未熟児が出生から1歳になるまで継続して指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給します。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの傾聴・相談、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状態、及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対するサービスの検討と関係機関との連絡調整を行います。	健康づくり課
乳幼児健診事業【再掲】	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、身体発育や精神発達等の確認及び疾病の早期発見、保護者への育児支援を行います。	健康づくり課
乳幼児相談事業【再掲】	乳幼児育児相談、9か月児育児相談、1歳6か月児健康診査事後相談、離乳食講習会を実施します。	健康づくり課

### 6-2-3 保育の充実

主な具体的事業・取組	概要	担当課
保育所入所受付事業	子ども・子育て支援法に基づき、利用申込み受付、利用調整及び入所決定などの認定を行います。	保育課
公立保育所管理運営事業	公立保育所へ入所する児童の保育、保育所施設の維持管理など、公立保育所の運営及び維持管理を行います。	保育課
民間保育所運営補助事業【再掲】	アレルギー対応が必要な子どもや、体調不良の子ども、障がいのある子ども等、それぞれの状況等に応じて民間保育園がきめ細やかな対応ができるよう、保育士の加配に必要な経費等を国・県・市の補助要綱に基づき補助します。	保育課
公立保育所一時保育事業	保護者が就労、通院、職業訓練、病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった児童を預かり保育します。	保育課
ステーション保育事業	北本駅を利用し通勤していて、保育施設の開所時間内に送迎困難な保護者の児童を駅保育ステーションで預かり、指定施設へ送迎します。	保育課
病児保育事業	病気または病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育します。	保育課
病後児保育事業	病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育します。	保育課
多子世帯保育料軽減事業【再掲】	埼玉県多子世帯保育料軽減事業を利用して、多子世帯の保育料を軽減します。	保育課



### 6-3 市民及び事業者に対する支援

市民及び事業者が、子どもの権利を保障するために必要な活動について、必要な支援を行います。

#### 6-3-1 子どもの権利に関する周知啓発

主な具体的事業・取組	概要	担当課
民生委員・児童委員活動の充実【再掲】	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。	共生福祉課 子育て支援課
子どもの権利に関する普及啓発事業【再掲】	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成など、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	子育て支援課
青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業【再掲】	青少年指導委員が市内8地域の巡回指導を行います。また、巡回指導の際に聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換及び情報共有のための会議を行います。	生涯学習課



■民生委員・児童委員が運営するほっと・ホットサロン

#### 6-3-2 子どもの権利に関する学びの支援

主な具体的事業・取組	概要	担当課
子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】	市役所出前講座に子どもの権利に関する講座を設け、要請に基づき、市職員等を講師として派遣します。	子育て支援課

## 基本目標7 子どもの権利に関する相談・救済

### 施策の方向性

子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため、北本市子どもの権利擁護委員を置きます。

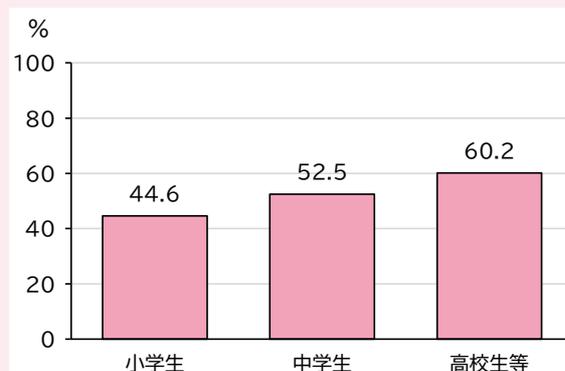
擁護委員は、子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行います。

また、擁護委員の職務を補佐するため、相談員を置き、子どもの代弁者として、子どもの気持ちを丁寧に聴き、子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行います。

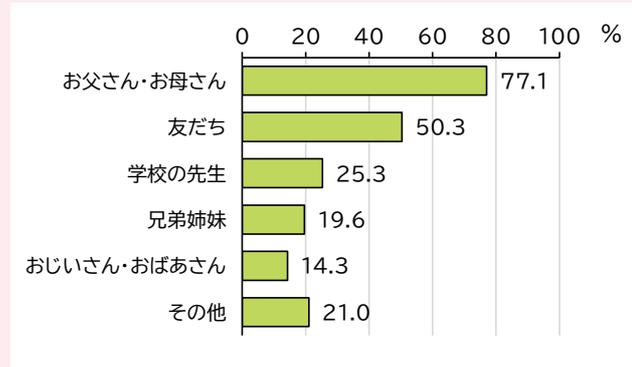
### 施策を取り巻く環境の変化や課題

- 人からされたことで「とても嫌な思い」をしたことがあるかという質問では、小学生は44.6%、中学生は52.5%、高校生等は60.2%の子どもが「ある」と答えています。
- 一方、自分の悩みごとを誰に相談するかという質問では、多くの小学生が「お父さん・お母さん」「友だち」「学校の先生」「兄弟姉妹」「おじいさん・おばあさん」の5つを回答しており、その他の相談先は全部合わせても21%でした。
- 北本市でも、子どもの権利侵害に関する相談が寄せられています。一方で、子ども関係団体等への調査・ヒアリングでは、いじめや不登校、虐待等、子どもの権利の侵害に関する事例が見られる中で、子どもが自ら相談する難しさも指摘されています。
- 子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため「北本市子どもの権利擁護委員」を委嘱しています。また、擁護委員の職務を補佐するため、市役所窓口相談員を置き、子どもの代弁者として、子どもの気持ちを丁寧に聴き、子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言や援助を行う必要があります。

#### ■人からされたことで「とても嫌な思い」をしたことがあるか



#### ■悩みごとを誰に相談するか(小学生調査)

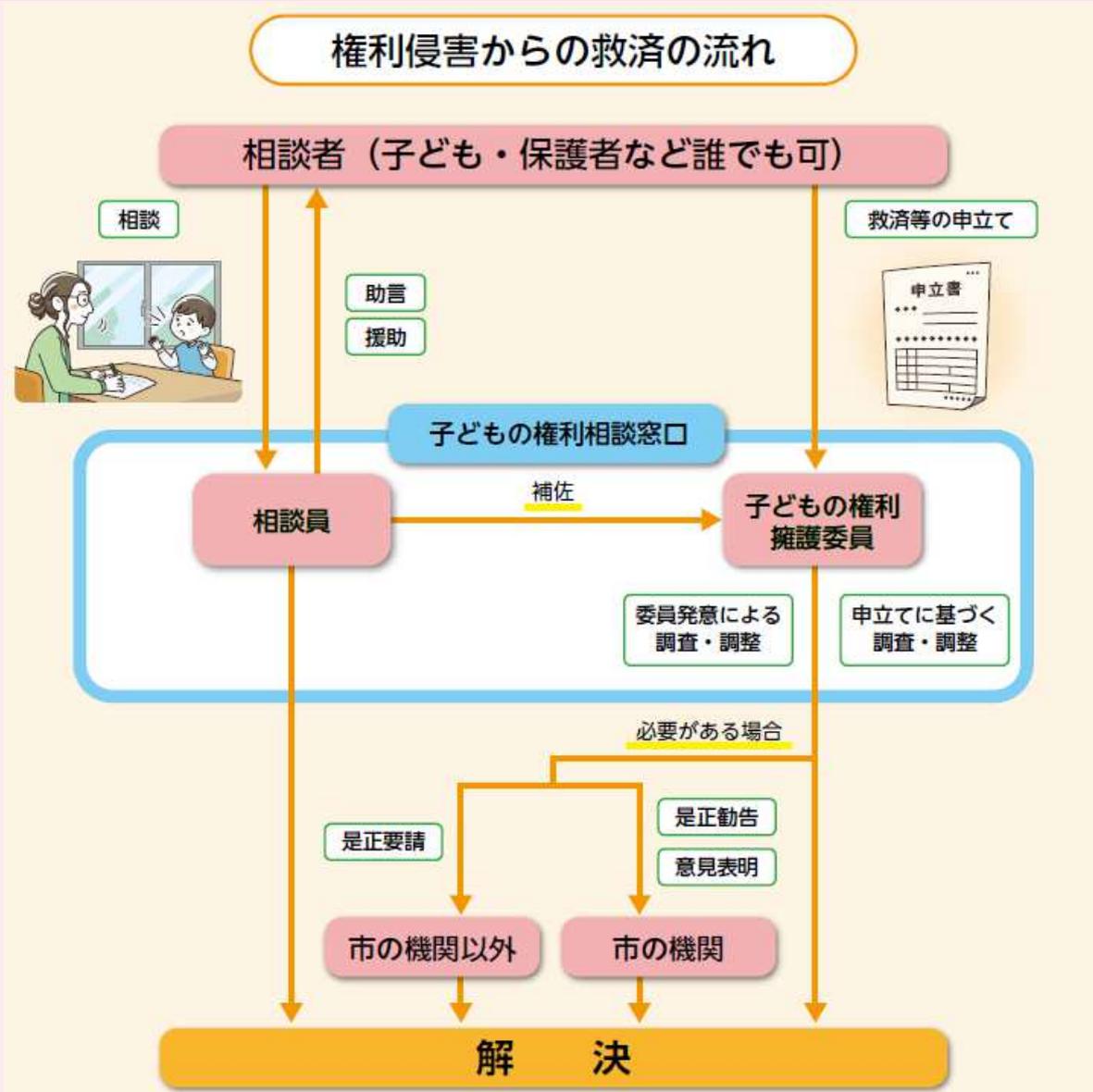


出典:「北本市子どもの権利に関する市民意識調査」(令和4年12月実施)

## 7-1 子どもの権利の侵害の防止に向けた取組

子どもの権利の侵害を防止するため、子どもの権利と相談窓口について周知啓発を行います。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
子どもの権利擁護委員の設置 (普及啓発)	子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利擁護委員が子どもの権利擁護に関する普及啓発を行います。	人権推進課
子どもの権利に関する相談窓口の設置	子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する子どもからの相談を受け付け、子どもに寄り添った対応をします。	人権推進課



## 7-2 子どもの権利の侵害に対する擁護・救済に向けた取組

子どもの権利の侵害があったときに相談できる相談窓口を設置し、子どもの権利の侵害に対する擁護・救済を図るとともに、子どもの権利の侵害に気づき、擁護・救済につなげるための支援を行います。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
子どもの権利相談に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するリーフレットの作成や市ホームページの作成、子ども向け携帯カード、子どもの権利相談通信などを作成、配布し、子どもの権利相談に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	人権推進課
子どもの権利擁護委員の設置 (擁護・救済)	子どもの権利が侵害された場合の救済申立てを受け付け、必要な調査、関係機関等との調整などを行い、子どもの権利の擁護・救済を行います。	人権推進課
子どもの権利の相談・救済に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。	人権推進課
こども応援ネットワーク会議との連携 【再掲】	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
民生委員・児童委員活動の充実【再掲】	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。	共生福祉課 子育て支援課
重層的支援体制整備事業【再掲】	相談支援事業の実施、アウトリーチの実施、重層的支援会議の設置などを行う中で、ヤングケアラーや経済的に困窮する子どもなどに対し、適切なアセスメントにより必要な支援につなぐよう努めます。	共生福祉課



■きたもと子どもの権利相談「とまちゃんち」

# 第5章 計画の推進

## 1 各主体の役割

保護者・子ども関係施設・市民・市が、それぞれの役割を果たすことで子どもの権利を保障します。



### 保護者の役割

養育する子どもの養育・発達について第一義的責任を有していることを認識し、養育する子どもの権利を保障します。

- 養育する子どもの最善の利益を考慮し、子どもの成長・発達の程度に応じた養育に努めます。
- 養育する子どもが権利を行使する際には、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢・発達の程度に応じた支援に努めます。
- 養育する子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、尊重します。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしません。

### 市民の役割

家庭、子ども関係施設や地域の中で相互に連携・協力し、子どもの権利を保障します。

- 地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めます。
- 子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めます。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしません。
- 事業者は、従業員が安心して子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、支援に努めます。

### 子ども関係施設の役割

子ども関係施設において子どもの権利を保障します。

- 子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、活動することができるよう、その施設的环境整備に努めます。
- 施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢・発達の程度に応じた適切な支援に努めます。
- 子どもが、その施設の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めます。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしません。
- 施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めます。
- 施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めます。

### 市の役割

子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障します。

- 子どもや市民が子どもの権利を正しく理解し、子どもの権利を適切に行使し、権利侵害があった場合は相談できるよう普及啓発します。
- 子どもが市の施策に対して意見表明する機会や社会参加する機会の確保に努めます。
- 市の施策について子どもに意見を求めるため、「きたもと子ども会議」を設置します。
- 市の子ども関係施設で虐待・体罰を禁止し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を実施します。
- 障害や経済的困窮、ひとり親家庭、外国籍、不登校など、特別な配慮が必要な子どもに対し、必要な支援をします。
- 子どもの成長・発達に資する体験・交流の場や機会の提供に努めます。

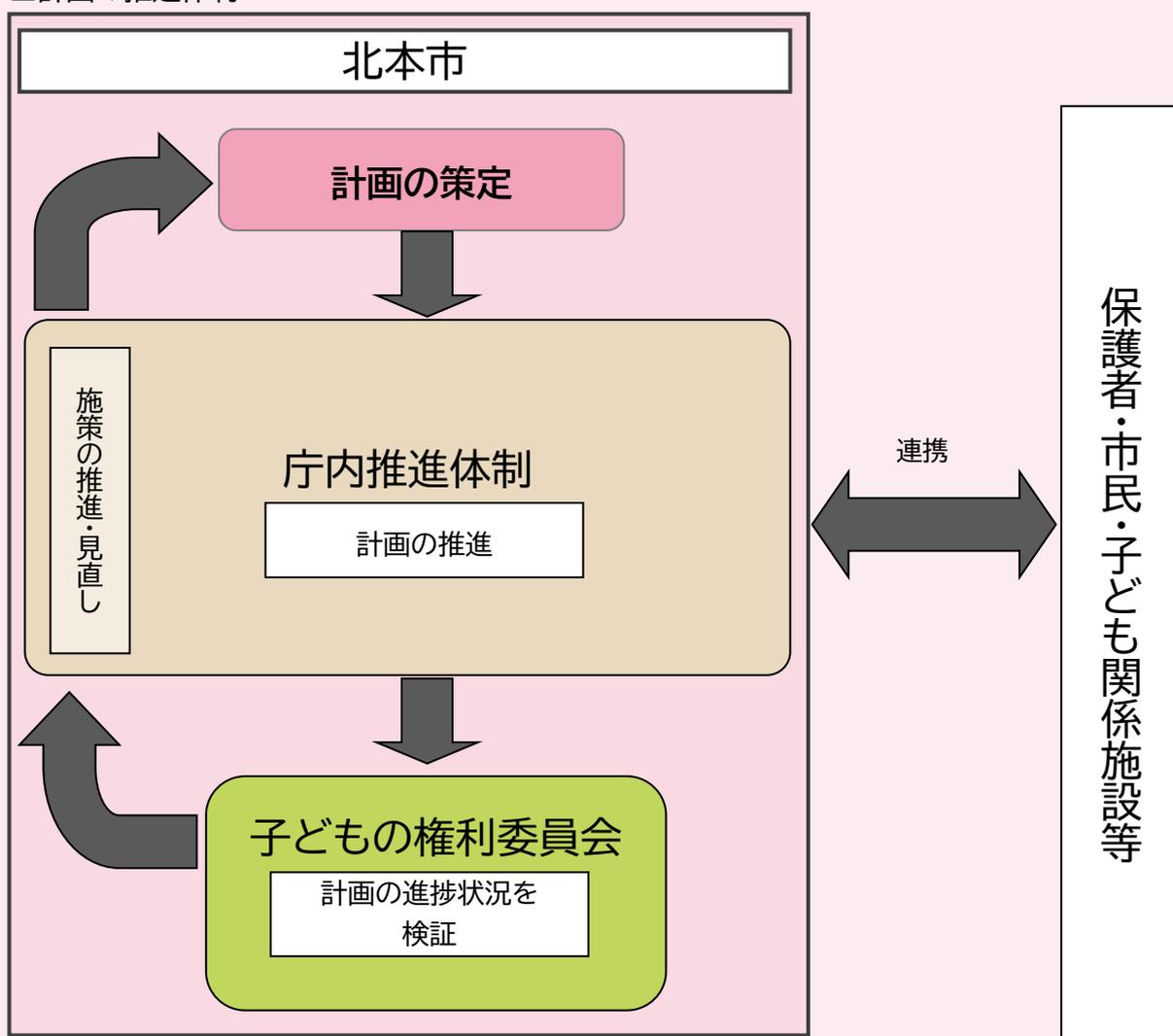
## 2 計画の推進体制

市民をはじめ、子どもの権利に関する関係機関・団体等と連携し、関連施策の着実な推進を図ります。庁内においては、子育て支援課を事務局として、横断的な連携のもと、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 3 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を把握し、「子どもの権利委員会」において検証を行います。また、検証結果に基づき、必要な施策の修正・変更を行います。なお、検証結果については、市のホームページ等を通じて公表します。

### ■計画の推進体制



# 資料編

## 1 北本市子どもの権利に関する条例

令和4年3月31日

条例第8号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 子どもにとって大切な権利(第7条—第11条)

第3章 生活の場における子どもの権利の保障(第12条—第14条)

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等(第15条—第20条)

第5章 子どもの権利に関する相談及び救済等(第21条—第34条)

第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証(第35条—第38条)

第7章 雑則(第39条・第40条)

附則

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを知り、この権利を使っていくことで、自分らしく生きることができるようになります。そして、自分の権利が守られることで、すべての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。子どもの権利が保障される社会を実現することは、すべての人の権利が尊重される社会を実現することにもつながります。

子どもは、ただ大人から守られる存在ではなく、社会の一員です。自分たちに関することについて思いを表明することができ、その思いが尊重されるとともに、方針や決まり事を決める過程に参加することができます。その経験は、自己肯定感の向上や民主主義の理解にもつながります。

大人は自分が思い描く理想を子どもたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります。また、大人が子どもの権利を十分に尊重できるようにするためには、子どもに関わる大人も自身の権利が保障され、十分な支援を受けられる必要があります。

日本には、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、子どもの権利を大切にすることを約束しています。私たち北本市民は日本国憲法及び子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の理念に基づき、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 子ども関係施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (4) 市民 市内に住み、市内で働き、又は市内で学ぶ者(子どもを除く。)をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。
- (7) 体罰等 しつけ、懲戒、指導その他名目のいかに問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。
- (8) いじめ 他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、子どもが身体的又は精神的な苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもは、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

- (1) 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- (2) 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能な最大限の範囲において確保されること。
- (4) 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。

- (5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

(市等の役割)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

- 2 保護者は、その養育する子どもの養育及び発達について第一義的責任を有していることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。
- 3 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該子ども関係施設において子どもの権利を保障しなければならない。
- 4 市民は、家庭、子ども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、子どもの権利を保障しなければならない。

(連携等)

第5条 市は、子どもの権利の保障に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに保護者、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等との連携又は協働に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの権利の保障に資するため、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等が相互に連携することができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(きたもと子どもの権利の日)

第6条 子どもは、子どもの権利について、子ども及び市民の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、きたもと子どもの権利の日を設ける。

- 2 きたもと子どもの権利の日は、11月20日とする。
- 3 市は、きたもと子どもの権利の日に合わせて、第1条の目的にふさわしい事業を実施するものとする。

第2章 子どもにとって大切な権利

(大切な子どもの権利の保障等)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長し、及び発達していくために大切な子どもの権利として保障されなければならない。

2 子どもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を尊重することができる力を身に付けるために、必要な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
- (4) あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- (6) 平和及び安全な環境の下で生活できること。
- (7) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

(自分らしく育つ権利)

第9条 子どもは、自分らしく育つために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊んだり、休んだりすること。
- (3) 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
- (4) 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
- (5) 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達に応じて自分で決めることができること。
- (6) 地域及び社会の活動に参加すること。
- (7) 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

(守られる権利)

第10条 子どもは、心身を傷つけるものから守られるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) あらゆる搾取から守られること。
- (3) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自らの意思及び考えが尊重されること。

(5) 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。

(6) 誇りを傷つけられないこと。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自らに関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達に応じてその意見が尊重されること。
- (2) 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。

第3章 生活の場における子どもの権利の保障  
(家庭における権利の保障)

第12条 保護者は、その養育する子どもの最善の利益を考慮し、その子どもの成長及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、その養育する子どもが権利を行使する際には、その子どもの最善の利益を確保するため、その子どもの年齢及び発達の程度に応じた支援に努めるものとする。

3 保護者は、その養育する子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、これを尊重するものとする。

4 保護者及び子どもと同居する者は、その子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

5 保護者は、その子どもの養育に当たって、市から必要な支援を受けることができる。

(子ども関係施設における権利の保障)

第13条 子ども関係施設の設置者及び管理者は、子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、又は活動することができるよう、当該施設の実態の整備に努めるものとする。

2 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、当該施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達の程度に応じた適切な支援に努めるものとする。

- 3 施設関係者は、子どもが、当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。
- 4 施設関係者は、当該施設において、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 5 施設関係者は、当該施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めるものとする。
- 6 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。
- 7 市は、子ども関係施設の設置者及び管理者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

(地域における権利の保障)

- 第14条 市民及び事業者は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。
- 2 市民及び事業者は、子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。
  - 3 市民及び事業者は、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
  - 4 事業者は、その従業員が安心してその子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、及び支援するよう努めるものとする。
  - 5 市は、市民及び事業者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等  
(普及啓発)

- 第15条 市は、子ども及び市民が子どもの権利を正しく理解するとともに、子どもがその権利を適切に行使し、その権利が侵害された場合等には、速やかに子ども及び市民が相談することができるよう、広報等により普及啓発しなければならない。

- 2 市は、家庭、子ども関係施設、事業者、地域等において子どもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援に努め、及び環境の整備に努めなければならない。
- 3 市は、保護者及び子どもを支援する者その他子どもの権利擁護に職務上関係のある者に対し、子どもの権利及びその擁護についての理解を深めるため、研修等の機会を提供しなければならない。

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

- 第16条 市は、子どもが市の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければならない。
- 2 市は、ボランティア活動、国際交流活動その他の子どもが社会参加する機会の確保に努めなければならない。
  - 3 市は、子どもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければならない。

(きたもと子ども会議)

- 第17条 市長は、市の施策について子どもの意見を求めるため、きたもと子ども会議を設置することができる。
- 2 きたもと子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。
  - 3 市長その他の執行機関は、きたもと子ども会議から提出された意見を尊重しなければならない。
- (虐待、体罰等及びいじめの防止等)

- 第18条 市は、虐待の防止等のため、必要な体制の整備、関係する機関との連携の強化、研修の実施及び広報その他の啓発に努めなければならない。
- 2 市は、市の子ども関係施設における虐待及び体罰等を禁止するとともに、その他の子ども関係施設における虐待及び体罰等の防止に必要な支援に努めなければならない。
  - 3 市は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実施しなければならない。

4 市は、虐待、体罰等及びいじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(特別な配慮が必要な子ども及びその保護者に対する支援)

第19条 市は、障害のある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども、不登校の子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、その子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、前項に規定する特別な配慮が必要な子どもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。

(成長及び発達に資する支援)

第20条 市は、子どもの成長及び発達に資する体験及び交流の促進を図るとともに、当該体験及び交流のための場又は機会の提供に努めなければならない。

2 市は、子どもの芸術的又は文化的な活動、運動及び余暇の利用の促進を図るとともに、これらの機会の提供に努めなければならない。

3 市は、家庭及び学校のほか子どもが安心して過ごすことができる場の確保に努めなければならない。

4 市は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

第5章 子どもの権利に関する相談及び救済等  
(擁護委員の設置)

第21条 市長は、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため、北本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を置く。

(擁護委員の職務)

第22条 擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害からこれを擁護し、若しくは救済するための申立て(以下「救済等の申立て」という。)又は擁護委員の発意に基づき、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。  
(擁護委員の責務)

第23条 擁護委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力に努めなければならない。

2 擁護委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

3 擁護委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(擁護委員の定数、任期等)

第24条 擁護委員の定数は、3人以内とする。

2 擁護委員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者であって、かつ、次に掲げる者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

(1) 弁護士又は司法書士

(2) 大学の教員

(3) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師

(4) 前3号に掲げる者のほか、子どもの権利擁護に関し実務経験を有するものとして市長が認める者

3 擁護委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他擁護委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、その擁護委員を解職することができない。

5 市長は、前項に規定する場合において、その擁護委員を解職しようとするときは、あらかじめ議会の同意を得なければならない。

(擁護委員への協力)

第25条 市の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 市の機関以外のものは、擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

3 市長は、市の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。

(相談及び救済等の申立て)

第26条 何人も、次に掲げる子どもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。

(1) 市内に居住する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に掲げる子どもを除く。)に係るもの(相談又は救済等の申立ての原因となった事実が市内又は当該勤務先、通学先、通所先若しくは入所先の事業活動の中で生じたものに限る。)

2 救済等の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

3 擁護委員は、相談又は救済等の申立てがあった場合において、その内容が第1項各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(調査及び調整)

第27条 擁護委員は、救済等の申立てに係る事実又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとする。

2 擁護委員は、擁護若しくは救済が必要な子ども若しくはその保護者以外の者から救済等の申立てがされた場合において調査を行うとき又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子ども

の権利が現に侵害されている場合であって、その救済等のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。

3 擁護委員は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

4 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

5 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の提出を要求し、その他の協力を求めることができる。

6 擁護委員は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済のため、関係者間の調整を行うことができる。

(調査の対象外)

第28条 擁護委員は、救済等の申立てに係る子どもの権利の侵害が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(1) 裁決、判決等により確定した権利関係に関する事案又は裁決、判決等を求め現に係争中の事案に関するものである場合

(2) 擁護委員の行為に関するものである場合

(3) 救済等の申立ての原因となった事実のあった日から10年を経過している場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、救済等の申立ての内容に重大な虚偽のあることが明らかである場合その他調査することが明らかに適当ではないと認められる場合

(勧告等の実施)

第29条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要請)

第30条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び公表)

第31条 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、擁護委員に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。

3 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。

4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(結果等の通知)

第32条 擁護委員は、第27条第1項の規定による調査を実施し、これを第29条から前条までの規定により処理したときは、処理の概要を次の各号に掲げる者に対し、速やかに通知しなければなら

ない。第27条第3項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときも同様とする。

(1) 救済等の申立てを行った者

(2) 第27条第2項の同意を得た者

(活動状況の報告等)

第33条 擁護委員は、毎年度、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談員)

第34条 市長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置く。

2 相談員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 相談員は、子どもの代弁者として、子どもの気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。

4 第23条の規定は、相談員について準用する。

第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証

(行動計画)

第35条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定するに当たっては、子ども及び市民の意見を聴くとともに、北本市子どもの権利委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市は、行動計画及びその実施状況を公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(子どもの権利委員会)

第36条 市長は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、委員会を置く。

- 2 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。
- 3 委員は、人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者並びに子ども及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の職務)

第37条 委員会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行動計画に関すること。
  - (2) 子どもの権利に関する施策の実施状況に関すること。
  - (3) 子どもの権利の保障の状況の検証に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利に関する施策の充実に関すること。
- 2 委員会は、必要があるときは自らの判断で、前項に掲げる事項に関して調査審議することができる。

- 3 委員会は、前2項に規定する調査審議を行うに当たり、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出を求め、又は出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(答申等)

第38条 委員会は、前条の調査審議の結果について、市長その他の執行機関に答申等をするものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、委員会から答申等を受けたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

- 3 市長その他の執行機関は、委員会からの答申等を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(財政上の措置)

第39条 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 2 北本市子どもの権利に関する条例施行規則

令和4年9月30日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市子どもの権利に関する条例(令和4年条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号に規定するこれと等しく権利を認めることが適当である者とは、年齢が18歳で、子ども関係施設に入所し、通所し、又は通学する者をいう。

(きたもと子ども会議)

第3条 条例第17条第1項に規定するきたもと子ども会議(以下「子ども会議」という。)の委員は、市長が任命する。

2 市長は、子ども会議の委員の候補者を公募するものとする。

3 子ども会議の委員は、議長の選出の方法、議事の進行の方法、採決の方法、意見の提出の方法及び意見をまとめ市長その他の執行機関に提出するための方法を定めるものとする。

4 子ども会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

5 この条に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、子ども会議の委員が協議して定める。

(代表擁護委員)

第4条 北本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定める。

2 代表擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 次条に規定する擁護委員会議の招集、議事運営等に関すること。

(2) 擁護委員相互の連絡調整に関すること。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ次条に規定する擁護委員会議で定める擁護委員が、その職務を

代理する。

(擁護委員会議)

第5条 次の事項を処理するため、擁護委員会議を設置する。

(1) 条例第22条に規定する職務の調整等に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、擁護委員が必要と認めること。

2 前項に定めるもののほか、擁護委員会議に関し必要な事項は、擁護委員が協議して定める。

(口頭による申立ての手続)

第6条 擁護委員又は条例第34条に規定する相談員は、口頭による救済の申立てを受けた場合は、口頭による救済に係る記録を作成しなければならない。

(身分証明証の提示)

第7条 条例第27条第4項又は第5項に規定する説明要求等は、擁護委員が行うものとし、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

2 相談員は、前項に規定する説明要求等を行う擁護委員の補佐をするときは、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

(活動状況の報告)

第8条 条例第33条に規定する報告は、次の事項に関し、一の擁護委員につき、報告書その他これに類する書類を作成し、市長に報告するものとする。

(1) 擁護委員が受け付けた相談及び申立てに関する概要

(2) 擁護委員が実施した調査に関する概要

(3) 擁護委員が実施した助言その他の援助、調整、是正等の勧告又は要請の概要及び措置等の報告に関する概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、擁護委員会議において市長に報告することが必要と認められること。

(北本市子どもの権利委員会の委員長及び副委員長)

第9条 北本市子どもの権利委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の委員)

第10条 条例第36条第3項に規定する人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 大学の教員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体を代表する者

(委員会の会議等)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(公表)

第12条 条例第31条第3項、第33条、第35条第3項及び第38条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(通知等の方法の特例)

第13条 擁護委員は、申立人から希望があった場合であって、擁護委員が適切と認めるときは、この規則に定める様式によらないで通知等を行うことができる。

(文書等の様式)

第14条 条例の施行のため必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

### 3 北本市子どもの権利委員会委員名簿

任期 令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

	氏名	推薦団体
第1号委員 (大学の教員)	もりた まりこ 森田 満理子	公立大学法人埼玉県立大学
第2号委員 (関係行政機関の職員)	にしがわ たつお 西川 達男 (～R5.3)	埼玉県中央児童相談所
	おおき まさひと 大木 正仁 (R5.4～)	
第3号委員 (関係団体を代表する者)	もぎ よしみ 茂木 好	北本市民生委員・児童委員協議会
	せきの ともえ 関野 友恵	北本市私立幼稚園協会
	にいじま かずひこ 新島 一彦	北本市民間保育園協会
	やまだ ゆうや 山田 裕也	北本市立保育所父母の会連合会
	よしだ しんご 吉田 伸吾 (～R5.3)	北本市小中学校校長会
	おおたけ たつや 大竹 達也 (R5.4～)	
	だいて たかし 醍醐 隆	北本市PTA連合会
公募委員	やまうち こうき 山内 公貴	
	すどう かなう 須藤 叶夢	

(敬称略・順不同)

## 4 北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議設置規程

(設置)

第1条 北本市子どもの権利に関する条例第35条第1項に規定する北本市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、必要事項について関係部局による協議及び検討を行うため、北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2) 行動計画の原案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、委員11名で組織する。

2 策定会議に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は、子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員を出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	所 属	役 職
1	福祉部	部長
2	福祉部 子育て支援課	課長
3	政策推進部 政策推進課 政策推進担当	主幹
4	総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当	主査
5	福祉部 共生福祉課 地域福祉・監査担当	主幹
6	福祉部 障がい福祉課 相談支援担当	主幹
7	福祉部 保育課 保育担当	主幹
8	健康推進部 健康づくり課 保健予防担当	主幹
9	教育部 教育総務課 総務・政策担当	主幹
10	教育部 学校教育課 指導担当	主幹
11	教育部 生涯学習課 社会教育担当	主幹

## 5 諮問

北福子発第257号  
令和4年10月17日

北本市子どもの権利委員会  
委員長 森田満理子様

北本市長 三宮幸雄

北本市子どもの権利に関する行動計画の策定について（諮問）

北本市子どもの権利に関する条例第35条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

### 記

#### 1 諮問内容

北本市子どもの権利に関する行動計画について

#### 2 理由

本市では、令和4年10月1日より、北本市子どもの権利に関する条例を施行しました。条例では、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市子どもの権利に関する行動計画を策定するものとし、行動計画の策定に当たっては、北本市子どもの権利委員会の意見を聴くものとされています。このため、計画策定にあたり、貴委員会の意見を求めるものです。

## 6 答申

北子委収第1号  
令和6年3月5日

北本市長 三宮幸雄様

北本市子どもの権利委員会  
委員長 森田満理子

北本市子どもの権利に関する行動計画の策定について（答申）

令和4年10月17日付け北福子発第257号で諮問を受けた北本市子どもの権利に関する行動計画について、当委員会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当委員会は、市長から諮問された北本市子どもの権利に関する行動計画について、その案を慎重に審議した結果、おおむね妥当とする。

今後、計画の推進にあたっては、子どもの権利を尊重し、子どもの年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現に向け、別紙の当委員会の意見に十分配慮され、計画の実現に努められたい。

## 意 見

### 1 子どもの権利に関する条例の普及啓発について

子どもの権利の保障を通して、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、その出発点として、子どもを含む全ての市民が、北本市子どもの権利に関する条例を知り、子どもの権利を学ぶことに重点が置かれなくてはならない。

令和4年度、市が実施した「子どもの権利に関する市民意識調査」の結果では、「子どもの権利」の認知度は、いずれの世代も50%に及ばず、さらに、「北本市子どもの権利に関する条例」の認知度については、全ての世代で10%前後と低く、十分な周知がなされる必要がある。

子ども、子どものすぐそばでともに生活する市民、さらに、広く地域の市民、全世代の市民が、子どもの権利と北本市子どもの権利に関する条例を知ることができるよう、これらの普及に向けた取組を強力に推進されたい。

### 2 子どもの権利に関する研修について

全ての市民が「北本市子どもの権利に関する条例」を知り、子どもの権利を学ぶことが重要であることの認識のもと、学習会等の工夫、体系的で質の高い研修の実施を強く求める。

市民にとって、子どもの権利を知り学ぶことが、真に楽しく価値のあるものとして実感されることが重視されなくてはならない。

子ども自身、広く地域の市民ばかりではなく、子どもに関係する施設等の職員など、全ての市民が子どもの権利を視点とする見方、考え方を、自分の日常に持ち込み、日常を見つめ、自らが考え行動する際の、内なる指針として育んでいけるようにすることを目指されたい。

### 3 子どもの意見表明、社会参加への配慮について

子どもの意見表明、社会参加の機会の確保は、基本目標2に掲げる取組を着実に推進されたい。

子ども時代を生きる子どもが、人として、市民として、主体的に社会と関わって、自分の気持ちに気づき、自分なりの考えをもつことができるように、子ども自身への教育が大事にされなくてはならず、さらに、子どもの気持ちや考えに、社会からの温かく深い関心が向けられ、大切に扱われなくてはならない。

共に社会の一員である、子どもへの十分な情報提供や丁寧な説明などをしっかりと行うとともに、子どもが意見表明、社会参加しやすくなるよう十分な配慮に努められたい。

## 7 策定経過

年月	事項	主な内容
令和4年 10月12日	第1回北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議	(1) 北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議について (2) 北本市子どもの権利に関する条例について (3) 市民意識・実態調査について (4) 今後のスケジュールについて
令和4年 10月17日	第1回北本市子どもの権利委員会	(1) 会議の公開、非公開について (2) 諮問事項について (3) 「北本市子どもの権利委員会」について (4) 「北本市子どもの権利に関する条例」について (5) 市民意識・実態調査について (6) 今後のスケジュールについて
令和5年 5月30日	第2回北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議	(1) 北本市子どもの権利に関する市民意識調査結果について (2) 北本市子どもの権利に関する子ども関係施設・団体等アンケート調査（経過報告）について (3) 北本市子どもの権利に関する行動計画の全体構成案について (4) 今後のスケジュールについて
令和5年 6月7日	第2回北本市子どもの権利委員会	(1) 北本市子どもの権利に関する市民意識調査結果について (2) 北本市子どもの権利に関する子ども関係施設・団体等アンケート調査（経過報告）について (3) 北本市子どもの権利に関する行動計画の全体構成案について (4) 今後のスケジュールについて
令和5年 7月31日	第3回北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議	(1) 北本市子どもの権利に関する行動計画の骨子案について
令和5年 8月8日	第3回北本市子どもの権利委員会	(1) 北本市子どもの権利に関する行動計画の骨子案について
令和5年 9月28日	第4回北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議	(1) 北本市子どもの権利に関する行動計画の素案について
令和5年 10月2日	第4回北本市子どもの権利委員会	(1) 北本市子どもの権利に関する行動計画の素案について
令和6年 1月10日	第5回北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議	(1) 北本市子どもの権利に関する行動計画（案）のパブリック・コメントについて
令和6年 1月19日	第5回北本市子どもの権利委員会	(1) 北本市子どもの権利に関する行動計画（案）のパブリック・コメントについて (2) 答申について

## 8 用語集

	用語	説明
あ	アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政などが情報や支援を積極的に働きかけて届けること。
	医療的ケア児	人工呼吸器を装着しているなど、医療的なケアが日常生活に必要な児童。
か	きたもと子どもの権利の日	11月20日。北本市子どもの権利に関する条例の制定に合わせて定められた。この日に合わせて、子どもの権利の周知啓発など条例の目的にふさわしい事業を実施している。
	北本市いじめ防止基本方針	北本市教育委員会では、いじめ防止対策推進法や埼玉県いじめ防止基本方針を受け、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進し、いじめの問題に対応するために、「北本市いじめの防止等のための基本的な方針（北本市いじめ防止基本方針）」を平成31（2019）年4月1日策定。
	北本市いじめ防止対策推進条例	いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、学校及び保護者の責務並びに児童等及び市民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、令和元（2019）年10月1日施行。
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行された。
	子ども・子育て支援法	子どもと子どもを養育している人に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成24（2012）年に公布された。
	子ども食堂	子どもやその保護者、地域住民などに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんの場を提供するための活動。
さ	サードプレイス	自宅、学校、職場とは別の、心地よく過ごせる第3の居場所。
	児童相談所	児童福祉法に基づいて設置される行政機関。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。
	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	平成元（1989）年11月に第44回国連総会において採択され、日本は平成6（1994）年4月に批准した。世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。「社協」ともいう。
	就学援助	経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して、国及び地方公共団体が就学に要する諸経費を援助するもの。
	スクールカウンセラー（SC）	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う人材。

	用語	説明
	スクールソーシャルワーカー (SSW)	教育分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、多様な支援方法を用いて課題解決を図る人材。
た	特別支援学級	教育上特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに応じて置くことができる学級。
な	ナイトスクール	中学生を対象に、市が会場を提供し、講師を派遣する任意参加の学習の場。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを生かすことを目指した施設。
は	パブリック・コメント	条例や計画などを策定する際、あらかじめ案を公表し、広く市民から意見を募集する手続。
	ブックスタート	乳児健診に参加された子どもとその保護者に、メッセージを添えて絵本をプレゼントする取組。
	ペアレントトレーニング	子どもとの関わり方や心理的ストレスの改善などを目指す家族支援のアプローチの一つ。
	ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者などを効果的に支援するプログラム。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人材。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護を図るために、関係機関等により構成され、要保護児童とその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行う協議会。
A	DV	Domestic Violence (ドメスティックバイオレンス) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
	LGBTQ (性的マイノリティ)	レズビアン (同性を好きになる女性)、ゲイ (同性を好きになる男性)、バイセクシュアル (両性を好きになる人)、トランスジェンダー (生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)、クィアまたはクエスチョニング (性的指向・性自認が定まらない人) の頭文字をつなげた略語で、いわゆる性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) の総称。
	SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。



## 北本市子どもの権利に関する行動計画

令和6年度～令和11年度

発行:北本市

編集:北本市 子育て支援課

所在地:〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111

TEL:(048)591-1111(代表) FAX:(048)592-5997

発行年月:令和6年3月



**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。